

砥 部 町 議 会  
平 成 1 7 年 第 4 回 定 例 会  
会 議 録

平成17年第4回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成17年12月5日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年12月5日 午前9時 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長 中村 剛志      助 役 柳田 穂 収入役 佐川 秀紀      教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹      広田支所長 上岡 洋一 企画課長 藤田 正純      監理財政課長 松下 行吉 税務課長 武智 充吉      住民サービス課長 丸本 正和 民生こども課長 正岡 修平      生きがい推進課長 大西 潤 健康づくり課長 相原 宜紀      学校教育課長 松村 昇二 生涯学習課長 大野 哲郎      環境保全課長 日浦 昭二 商工観光課長 相田由紀夫      農林課長 西崎 悟 建設課長 萬代 喜正      下水道課長 東岡 秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	13番 中島 博志      15番 平岡 文男	

平成17年第4回砥部町議会定例会

平成17年12月5日（月）

午前9時00分開会

○議長（田室博志） ただいまから、平成17年第4回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 行政報告

○議長（田室博志） 町長挨拶及び日程第1行政報告を行ないます。中村町長。

○町長（中村剛志） 12月定例会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。今朝は今年初めての寒波の襲来により冬の到来を実感させられました。議員の皆様におかれましては、年末何かとお忙しい中、ご出席を賜り、提案させていただきます議案をご審議いただきますことに対し、心から感謝を申し上げます。

9月の衆議院議員選挙におきましては、自民党が圧勝するという結果になりました。いよいよ小泉改革にも拍車がかかり、地方にできることは、地方に、民間にできることは、民間にという小さな政府を目指した動きにも、一層の加速を見せております。

一方、自民党執行部では、郵政民営化に反対したいいわゆる造反議員に対する厳しい処分もありました。さらに、造反議員を支援した支部組織に対しましても、執行部一新の圧力をかけているということでもあります。地方分権、そして、地方のことは地方にという方向に逆行しているような、矛盾も感じるところであります。幸い愛媛選挙区では、そうした問題になるようなことはありませんでした。しかし、市町村合併など国の行政改革に対し、極めて協力的な愛媛県における財政が、非常に厳しい状況にあるということは、憂慮しなければならないことでもあります。本町も、国の補助金や地方交付税の縮減等と並行し、文化会館や美化センターなど大型事業の起債の償還がピークを迎えるなど、想定していた以上に、深刻な財源不足に陥っておりますことはご案内のとおりであります。このような状況下ではありますが、長年の懸案であります公共下水道事業につきましては、処理場予定地の地権者の皆様の深いご理解をいただき、また、八倉区の皆様、松前町徳丸区の皆様、さらに、関係水利組合の皆様の高配により、本格的に着手できる運びとなりました。本事業推進にあたりましては、町としましても、相当の財源を投入しなければなりません。また、住民の皆様にも、応分の負担をお願いしていかなければなりません。しかしながら、砥部川や重信川の清流を復活させ、未来に引き継ぐためには、どうしても必要な事業であります。私としましても第1期計画以降、現在計画している全てを、何が何でも公共下水道にするという考え方ではありません。家庭用小型合併浄化槽のメリットと公共下水道のメリットを測り、個別処理すべき地域と、集合処理すべき地域を適正に分類しながら、水質保全という観点と町民の皆様の経費負担や維持管理の負担など、あらゆる角度から比較検討しながら進めてまいりたいと考えております。重信川流域の都市計画区域のある自治体で、公共下水道事業の未着手は、本

町だけになっております。周辺自治体も、本町と同様に苦しい台所事情のなかで、取り組んでおります。本町だけが先送りすることはできません。どうか皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本町も、新しい町として発足してから、一年目を迎えようとしております。その間、両町村の様々な組織や制度の統合も順調に進んでおり、一体となった活動や行事も違和感なく取り組むことができていることは、町民の皆様、議員の皆様のご支援・ご協力のお陰であり、心から感謝を申し上げます。この上は、旧砥部町の皆様には、是非とも水も空気も澄み切った自然豊かな広田地域へ出かけていただき、峡の館や研修の宿のご利用や各種イベントをお楽しみいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここで、9月定例会以降の行政の概要につきまして、ご報告を申し上げます。まず、今年5月から進めてまいりました本町行財政改革大綱と集中改革プランの策定につきましては、ご審議をお願いしておりました行財政改革推進委員会から11月18日、答申をいただきました。これを受けまして11月28日に行財政改革推進本部を開催し、今定例会にご報告させていただきますとおり、砥部町行財政改革大綱及び行財政集中改革プランを策定しました。冒頭で申し上げました公共下水道事業につきましては、11月18日付けで事業認可を得ることができました。関係機関や関係する皆様との協議も整いましたので、本定例会に用地取得の契約に関する議案を提出させていただいております。次に、庁舎内のLAN整備の委託業務につきまして、指名競争入札を行い、松山市の株式会社シャープ松山オーエーが2,098万9,500円で落札をいたしました。

今年、9月5日の台風14号による公共土木施設の災害は道路5件で、2,050万円の被害があり、7月の梅雨前線豪雨の災害と合わせて、道路31件、河川3件、橋梁1件の35件になりました。いずれも、早期復旧に努めてまいります。また、大南公営住宅団地の新築工事は、平成18年2月末完成をめざして、順調に進んでおります。進捗率は約35パーセントであります。総津地区農業集落配水管路敷設工事の進捗率は、11月末現在で第1工区45%、第2工区32%、第3工区48%になっております。また、処理施設については土木建築工事が39%、機械電気工事は8%になっており、すべての工事が予定通り進んでおります。

次に、農林業関係につきましては、伊予地区猟友会砥部支部長より猪・カラスの捕獲申請があり、許可日から10月末までの約70日間でカラス9羽、猪74頭が捕獲されております。11月13日、合併を記念して設置しました町民の森「木楽里」で、記念植樹を行いました。200名の町民の皆様にご参加をいただき、春咲きの高木、こぶし、山桜、栃の木、エゴノキの4種類をそれぞれ110本ずつ、合わせて440本の植樹をしていただきました。農業経営改善計画審査会を9月30日に開催し、認定農業者4名の認定更新を行いました。

次に、陶街道五十三次の状況であります。10月末日までの完巡者は595名、特巡者が259名、イレブンウォーク117名と、多くの皆様にご参加をいただいております。

次に、秋恒例のイベント関係について、ご報告申し上げます。まず従来の町民体育大会は形を変えまして、10月9日の日曜日にスポーツまつり in とべを開催いたしました。合併後第1回の今年は、健康づくりと地域の交流を目的として開催をいたしました。綱引き合戦に34チームが参加し、熱戦を繰り広げ、そして健康づくりコーナーも沢山の人が盛況でした。そして、当日は開会式においてスポーツの振興に貢献された個人4名と、2団体の表彰を行いました。議員の皆様には、ご臨席の上、温かいご声援をいただき大会を盛り上げてくださりまして誠にありがとうございました。次に、11月5日・6日に開催しました第1回とべ陶街道文化まつりは、2日目は雨になりましたが、約2万人の皆様にご来場をいただき、盛会に開催することができました。併せて開催しました広田ふるさとフェスタにも、道の駅ひろたをメインとした会場に、約2千人の皆様にご来場いただき、農林製品の展示・即売やカラオケのど自慢等を盛況に行うことができました。その他、町産品フェスタやスタンプラリー等の行事も、地域の皆様、ボランティアの皆様にご参加をいただくなど、町をあげてのまつりとして再出発することができました。また、第1回砥部町老人スポーツ大会が9月29日に開催され、500名の皆様が4地区に分かれ、スポーツを通して親睦を深めました。10月12日には、第1回砥部町老人クラブ大会が文化会館において開催され、約300名の会員の皆様の参加を得て盛大に開催されました。席上、金婚を迎えられた44組のご夫婦、白寿6名、米寿66名の皆様に賞状及び記念を贈り、お祝いをさせていただきました。以上で、行政の概要について報告を終わります。

続きまして、今定例会に提案させていただきます議案について申し上げます。継続審査となっております平成16年度決算認定のほか、砥部町道路線の認定1件、報告1件、条例改正などの議案4件、補正予算に関する議案7件について、ご審議をお願いします。いずれも、詳細説明させていただきますので、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（田室博志） これで行政報告を終わります。

~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（田室博志） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、13番中島博志君、15番平岡文男君を指名します。

~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（田室博志） 日程第3会期の決定についてを議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る12月28日開催の議会運営委員会において、本日から9日までの5日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。【「異議なし」の声あり】

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から12月9日までの5日間と決定しました。

~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

○議長（田室博志） 日程第4諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より第3回定例会での報告以降、10月末日までの例月現金出納検査及び住民サービス課、国保診療所、健康づくり課、民生こども課の定期監査の結果について、良好であった旨の報告がありました。

また、本日までに受理しました請願及び陳情は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いします。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第5 研修報告

○議長（田室博志） 日程第5研修報告を行います。総務文教常任委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） 総務文教常任委員会の研修報告をいたします。去る9月26日から28日まで、内閣府経済社会総合研究所が昨年2,996市町村を対象に行ったアンケート調査で、目標とする自治体のトップに選ばれ、住民参加による町づくりなどが評価された北海道ニセコ町に視察研修に行きました。総務文教常任委員会の報告をいたします。視察の日程並びに質問事項については、事前に申し込んでおりましたが、ニセコ町の都合で変更、統一され、大分県竹田市議会議員、石川県野々市町議会議員と一緒にいったニセコ町の町づくり視察は町の対応資料により1時間半説明をし、後30分間の質疑応答でした。ニセコ町は人口4,600人、北海道の中でも小さい町です。しかし、年間の観光客は150万人、ここ10数年で、約20万人増加しています。住民自治、住民参加という言葉が聞かれ、これまで行政にすべてを任せがちだった体質から抜け出し、住民が主体となって町づくりを進めることは容易ではないですが、全国で最初に住民主体の町づくりを条例化し、地域の力を官民一体となって高めています。自治体基本条例「ニセコ町まちづくり基本条例」をつくり、住民の権利と責任、まちづくりへの参加の仕組みなどを規定したその前文には、「町づくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる自治が基本」と町民主体の町づくりが明確に記されています。自治基本条例とは、理念だけを定めた市民憲章とは異なり、法的根拠をもつ罰則はないが、町の重要事項について直接、町民の意思を確認するための町民投票の制度を設けることができることなどが規定されています。ニセコ町の住民参加型まちづくりを支えているもうひとつが、職員のレベルアップです。具体的には、町では、1基礎知識、2交流、3実践の3つの視点から職員研修を行っています。1基礎知識では、総務省主催の自治体学校に参加させ、専門家の話を聞くこと。2交流は、公的、私的を

含め、若い職員を他の自治体へ派遣。3実践は、職員が地方へ出て議論する。実践はどんなに頭でわかっているとしても身につかないものは実践しかないとしています。情報共有のひとつの象徴的な例として、予算書があります。予算書を町民が見ても、行政用語だけで具体的にどんな仕事をどう進めるか全くわからないわけです。そこで、予算内容を中学生か、高校生ぐらいだとわかるくらいに翻訳して、全世帯に配布しています。また、町からの補助に頼る従来型の観光協会ではなく、少ない経費でも活動を充実させるため、平成15年に株式会社化しました。観光協会の出資金は、1千万円のうち50%は町、残り50%は住民によるもの、設立以来、連続で黒字を続けています。行政を住民が連携して、町の魅力を高めているひとつの象徴といえそうです。町には観光に限らず、様々な住民参加の道づくりが生まれています。指定管理者制度を先取りした、お母さんが運営する図書館は有償ボランティアの会員が行っています。住民の目線に立った運営と、人件費などのコスト削減につながっています。町民とのコミュニケーションをとるため町長室の開放事業を行ったり、町づくりトークといって、町民が5人くらい集まれば、町長でも、担当課長でも、そこに行って説明をする制度です。また、まちづくり町民講座というものも開催しています。月1回、財政とか福祉、教育など、分野を決めて担当課が自ら講師になって、町民のみなさんに自分の仕事を説明し、その後、1時間くらい簡単なコミュニケーションをしています。それから、何か大型事業をやる時には、このメンバーでやりましょうという指名をしないで、自由に議論をしてもらえる場を設けています。全国自治体トップに選ばれたニセコ町です。参考にして、本町も井の中の蛙大海を知らずではなく、住民のために広く世間を見、研鑽に努めなければならないと思います。自治とは何だ、民主主義とは何だということをしっかりみんなに浸透させることが、まちづくりで重要なことだと考えながら、総務文教常任委員会の研修報告を終わります。

○議長（田室博志） これで研修報告を終わります。

~~~~~

## 日程第6 一般質問

○議長（田室博志） 日程第6ただいまから一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 15番 平岡文男でございます。私は、公共下水道の一日も早い整備を質問させていただきます。今、全世界で、水の汚染が問題になっています。全世界の川、海、湖も大変危機を迎えております。日本も先進国の一員としてこれらの問題を解決するために、発展途上国へ技術支援をしなければなりません。私も議員として14年目を迎えておりますが、今から13年前に砥部町も公共下水道をとということで、生まれて初めて公共下水道の処理場を視察させていただきました。場所は、岐阜県の中津川でございました。私が一番心配しましたのは、悪臭でございました。そんな心配をしながら処理場に着きましてバスを降りました。大きく3回ほど深呼吸をしましたけれ

ども臭いは全くございませんでした。周辺には人家が密集しており、ここの処理方法は半地下でございまして、屋内でございまして。ここは、建物の中へ入って見ないと臭いはわからないかなと心配しながら、入らせていただきました。所長の説明を聞きながら、半地下でございましてけれども、密閉をしておりました。外は一切見えません。そして、最終処理されました水で錦鯉を飼っておりました。最初ちょっと見た感じでは赤茶色の色が残っておるかなとショックを受けました。当時は洗剤のリンを抜く技術がございませんでした。最終放流の木津川に落としておる水を見たときに、やはり洗剤の泡が立っておるような気がいたしました。初めての視察でございましたけれども、私で判断した結果100点満点の50点かなとショックを受けて帰りました。ところが、3年前に京都の木津川と今年度の10月に兵庫県の福崎町に視察に行っていました。この2つの処理場は、高度処理はできております。先程言いました洗剤のリンと、トイレに多く含まれますチッソを除去しております。福崎町は1万7千人の町でございまして、共産党の町長さんでございまして。すばらしい発展を遂げておる町であるかなという感じを受けました。この処理場を見ますと、全くすばらしい飲める水を放流しておりました。木津川の施設は、洗剤のリンを抜きまして、トイレに多く含まれるチッソを除去いたします。そして、オゾンによって殺菌をして放流してもかまわないんですけれども、この場合は、最終に2メートルの砂の層を通して川に放流しておりました。あまりにもすばらしい綺麗な水でありました。所長さんいわく、木津川の下流には、淀川に合流して、府民が何百万人とこの水を再度上水道に利用する、そういう意味で高度処理にしました。上側にある自治体は確かにそういうことも考えておかなければなりません。そこで所長さんいわく、この水は既に飲料水として飲めますよということでありました。今日この議場におります山本議員が飲まさせていただきますけれども、私たちがペットボトルに詰めて、六甲の水のペットボトルと下水処理された水を比べてみました。印がなければ見分けがつかないんです。それくらいすばらしい水を放流しておりました。また、話が変わりますけれども、今年の4月南海放送であったかと思っておりますけれども、東京の神田川に、南こうせつの歌でご存知かと思っておりますけれども、神田川に鮎が帰るという題目で10分ほど放映されました。また5月には、NHKで多摩川に100万匹の鮎が遡上しているという30分番組を私は見させていただきました。この神田川をひとつ説明させていただきますと、神田川は湧き水が源流でございまして、距離は13kmで東京湾に流れております。新宿を通過しております。コンクリートの川でございまして、昭和30年代から40年代の高度経済成長期の時には、真っ黒のヘドロと悪臭を放つ東京で最も汚いどぶ川でございました。ところが、平成4年に一人の都民から都の水産試験場に、神田川に鮎がおるという電話が入りました。職員がびっくりして現場へ走ったそうなのですが、昨日の雨による増水にもかかわらず、川の上から覗いた時にびっくりしたそうです。まさに川底の砂利が見えている。その理由はすぐにわかったそうなのですが、東京湾から4kmの所に下水処理場ができて、この神田川に放流をされておったわけですね。この処理場は、東京都に数ある処理場の中で、2番目にきれい放流水を流しておりました。これは先ほど私が申し上げましたように、チッソ、リンを除去した高度処



理でございます。実に40年ぶりに神田川に鮎が帰った、この知らせを東京の全テレビ局がその日に流したそうでございます。翌日の新聞は、在京の新聞社全社がこれを載せておいたそうでございます。また、タマちゃんで有名になりました多摩川のお話をさせていただきます。この川も源流は非常に綺麗な奥多摩でございますけれども、周辺300万人ほどの生活排水が流れ、やはり神田川と同じように洗剤の川になりました。堰では風が吹けばシャボン玉が飛び交い、縁には雪のように泡がさまよっております。この川も東京都が11年間にわたり鮎の数を調査していますが、1990年代に入りますと、鮎の大群が遡上してまいりました。ここ5、6年は20万匹から40万匹の数でございましたけれども、今年は100万匹の遡上が見られました。昨日、夜の11時にテレビ番組がありますテレビ朝日の地球船宇宙号でございますが、私はこれを楽しみにしております。昨日の晩、この多摩川の復活に関する番組が30分ございました。それを見て私は寝たわけでございますけれども、東京は100%近い下水処理が進んでおりまして、川の水はもちろんでございますが、川の水がきれいになりますと、海の水がきれいになります。これは東京湾の話でございますけれども。鮎は秋に河口に下がって産卵をいたします。2週間ほどで孵化をいたしますと、東京湾に下って春までプランクトンを食べ、5cmになりますと遡上をいたします。これが証拠に東京湾の浄化が進んでおります。鮎の保育園となる東京湾の環境条件が、川がよくなったために、赤潮の発生も少なくなってきました。水質改善の進んだ今日、東京都は、多摩川、江戸川、荒川等の天然鮎の復活を宣言したそうでございます。東京都水産試験場所長の話によりますと、鮎復活には、環境回復を目指した人々の努力と野生のたくましさが奇跡的に復活を遂げたとしております。述べましたように、合併浄化槽では、洗剤のリンとチッソの除去ができません。砥部川もご存知のように春から夏、秋にかけて川底は藻と青子に覆われております。海に流れれば、これが赤潮の栄養源となります。公共下水道で高度処理を砥部町も望んで私の話とさせていただきますが、最後に重信川流域の自治体、松山市、松前、伊予市、砥部、旧重信、旧川内町、この自治体は皆様もご存知のように、重信川の地下水を水源としております。重信川の地下水はすごくきれいでございます。この水をいったん人間が使ってトイレに流し、お風呂に使い、洗濯をし、そのまま流したのでは大変なことになります。既に最上流の川内町は下水道整備が進んでおります。重信町も進んでおります。一度使った水を元に戻してきれいな水にして、重信川に流しております。松山市も松前町も伊予市も既に下水処理場はできて、各家庭につないでおります。あと残るのは、先ほど町長が挨拶しました砥部町だけでございます。砥部町は真ん中に位置するとはいえ、松山市、伊予市、松前町などの下流の自治体のためにも、放流する水は元に戻して放流するのが、自治体の義務があると思いますので、町長のご所見をお伺いして質問を終わります。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 平岡議員さんのご質問にお答えいたします。公共下水道は、快適な生活環境の確保と、そしてまた河川をきれいにする、この大きな2つの問題がございますし、また、皆様の生活のバロメーターとも言われています。そういうことで公共

下水道は絶対に必要なものであるというふうに私も思っております。そして砥部町におきましても、平成2年の大内町長さんの時代から、この計画はありました。そして、高市町長さん、そして私と引き継いでまいったわけですが、それぞれ、歴代の先輩の町長さんが一生懸命この問題につきましては取り組んできたというふうに思っております。私も選挙公約の一つとして、この問題は一番重要課題として取り上げさせていただきます。砥部町のみならず、周辺の市町村の皆様にも、やはり重信川の清流を残して、先程平岡議員さんが言われましたように、この水が飲料水に再び返っていく、その中で砥部町の立場はどうかということを考えますと、これをやらずにはおれません。しかし、今財政が非常にひっ迫して厳しい時代でございます。しかし、この下水道というのは1年、2年でできるものではありません。20年、30年という長いスパンの中でやらなければなりません。そういうことを考えますと、今景気が悪いから、今景気がいいからという問題ではなく、長いスパンの中で、この問題を捉えなければならないと思います。もちろん最小限の費用で最大の効果、そしてまた先程も申し上げましたように、ここは公共下水道がいい、ここは小型合併処理槽がいい、その判断を間違わないようにやっていかなければなりません第1期工事は、私もどうしてもこの工事をやって、そしてまた2期目には2期目の時点でそれぞれを見直しながら、どのようにやっていけばいいか考えていきたいというふうに思います。この下水道の問題につきましては、私も町民の皆様待望の事業であると思っておりますので、一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上で、平岡議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 平岡文男君。

○15番（平岡文男） 前向きな心強いご答弁誠にありがとうございます。私も3年前に議長をさせていただきました。ちょうど町長が初当選でございました。私と町長、助役、担当課長、役員、八倉地区へ処理場のお願いにまいった事は昨日のこのように思い出します。そこで、議長として八倉の住民にお話をさせていただきました。この事業は30年という長い年月がかかりますけれども、30年経って完成したあかつきには、高尾田から万年まで蛍が飛びますよと、私はその夢を持っております。ただ、30年といいますと、私が87歳になるわけでございます、87歳まで生きたいなと思っておりますけれども、もしだめなら子や孫にその夢を見届けてほしいというそういう話をさせていただきました。また、水利権で松前町の徳丸へ何回も何回も夜に出向きました。なんで目と鼻の先に処理場を持ってくるんぞと罵声を浴びせられました。行けども行けども怒られるばかりでございました。時の議長として、私は町長には言わなかったんですけども、この事業はせっかく八倉が承諾してくれたのに8割ダメかなとそんな弱気になっておりました。ところが、中村町長が何回も何回も、個人的にも行ってお話をしておりました。ある日突然でございますけれども、あの徳丸地区が、砥部町さん、目と鼻の先に処理場を作るのであれば、徳丸の300戸ちょっと砥部町に入れさせてもらえないかというお話でございました。我々もびっくりしたわけでありまして、県に問い合わせましたところ、近くに繋ぐのは例がありますから結構ですよと、そして中村町長が

松前町長にお会いいたしまして、こういうお話でございますけれども前向きに検討しましょうと、徳丸地区がこの1点の条件で承諾してくれました。理由は、松前は下水道管理を70年計画で進めておりますので、我々は当然繋ぐことはできないということで、砥部町にお願いをしたいということでございました。非常にありがたいお話で解決をしたわけでございます。ここにおられる課長さん方、町長や下水道課長がやったらできるわいと思っておったら大間違いでございます。来年、再来年、誰が下水道課長になるかわかりませんよ。そういう意味で、課長、職員全員がこの一大プロジェクトでございますけれども、創意工夫をして、10億円、20億円なり、安い仕上がりを私は期待しております。ひとつ、課長さん方、一致団結してこの任務にあたってほしいと思います。これといった答弁がなければいりませんが、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田室博志） 平岡文男君の質問を終わります。11番 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 11番 宮内光久でございます。まず、冒頭に広島県と栃木県で起こりました無残で残酷な女児2名のご冥福をお祈りしますとともに、今後このような事件が二度と起こらないようにお祈りをいたします。私は2点について、質問をいたします。まず1点目は町財政についてでございます。いま、地方財政がますます厳しくなる状況下において、国が進めている三位一体改革は、国庫補助金や負担金の削減、地方交付金の見直しが先行されておりますが、砥部町におきましても、平成16年度の公債費比率が15.7%から18%に、また経常収支比率も80.9%から84.7%に上昇しており、今後ますます厳しい財政運営をしていかなければならないと思っております。そこで、町財政についてお伺いいたします。平成14年度から平成16年度、ここ3年間の税収の推移、また平成14年度から平成16年度の基金残高の推移、平成14年度から平成16年度の借金残高の推移をお伺いいたします。2番目といたしまして、平成17年度の減収額はどのくらいになるのかお伺いいたします。3番目といたしまして、11月25日、政府税制調査会は2006年度の税制改正の答申をまとめ、小泉総理に提出しており、所得税と個人住民税を年間最大で29万円軽減している定率減税について廃止すべきと明記しております。国と地方で3兆3千億円の実質増税となり、年収500万円と年収700万円の家庭の例を取り上げてみると、夫婦2名、子ども2名の場合、500万円の年収の場合は3万6千円、700万円の年収の方は8万2千円、2005年と比べてみるとこれくらい増えると報道されておられます。そこで18年度予算についてお伺いいたします。定率減税による税収額の予測はどれくらいになるのかお伺いいたします。また、今後の大規模プロジェクト、下水道整備に与える影響は少なからずあると思っておりますが、町長のご所見はどのように思っているのかお伺いいたします。次に、非常に厳しい財政でございますので、歳入確保・歳出削減の具体的方策についてお伺いいたします。

2点目といたしまして、愛媛FCについてでございます。サッカーの愛媛FCのJ2昇格が県内にもたらす経済効果は約10億円とも言われ、約160人の雇用もうまれると、伊予銀地域経済研究センターは発表しております。年間48試合で半数がホームゲーム、1試合の観客数は約5千人で、県内から日帰りは95%、県外からの日帰りは4%

同宿泊は1%と想定をしております。観客の飲食、交通、物販など、直接効果は7億4千万円程度とみており、また、全国ネットのテレビ番組で試合結果が放送されることで、愛媛のPR効果や地域活性化、観光振興、サッカー人口増加による県内チームの戦力の底上げなど、期待ができると報道をされております。長年の夢であった、サッカーや野球などによるスポーツ振興は計り知れない経済効果を生むと私も思っております。そこで、質問をいたします。出資金100万円支出の根拠を町長はどのようなお考えであったかお伺いをいたします。2点目といたしまして、砥部町にとって、おおいにメリットはあると思います。町長はどのようなメリットがあるとお考えか、お聞かせください。3点目といたしまして、年間48試合中、約半数が県の陸上競技場で開催されます。県内、県外から来られる観客はマイカーが中心で、松山道、松山インターを利用し、国道33号線にて西側と東側から入ってきますが、交通渋滞の対策はどのようなお考えがあるのか町長のご所見をお伺いしまして、以上2点について質問をいたします。

○町長（中村剛志） 宮内議員さんのご質問にお答えします。まず、町財政についてでございますが、平成14年度から16年度までの3ヵ年の税収でございます。これは旧の広田村と砥部町合わせたものでご説明をさせていただきたいと思っております。平成14年度が17億7,400万円、15年度が17億2,100万円、16年度が18億円となっております。15年度は5,300万円ほど下がりましたが、16年度に持ち直して、そして14年度に比べますと、2,600万円の増となっております。基金残高でございますが、一般的に基金といわれている基金は、財政調整基金、減債基金、ふるさと創生基金のこの3つの額をいわれていると思っております。これは、旧町村を合わせて平成14年度末が13億7,300万円、15年度末が10億5,800万円、16年度末が6億3,300万円と大幅に減っておりますが、これにはひとつの理由がございます。まず、平成14年度に財政調整基金3億8千万円と減債基金1億5千万円、あわせて5億3千万円を取り崩しまして、利率の高い縁故債の繰上げ償還をさせていただきました。これは、6%くらいであったのが1%くらいになるということで、非常に私は大きな効果を上げていると思っております。そういうことで、この5億3千万円減った中でのひとつの大きな要因であると思っております。そして、もうひとつ基金が減った大きな要因としてはですね。基金を従来であれば取り崩して、そして決算が終わればまた元に戻すというのがひとつの手法であろうかと思っておりますが、財政が厳しかった関係で、15年度は3億1,600万円の基金取り崩して、繰越しが6億1,600万円になったわけでありまして、そして、16年度には4億2,400万円の基金取崩しに対して繰越しは6億2,200万円ということで、基金は減っておりますが繰越しが増えております。お金の使い方については、私たちも精査をして、費用のかからないように工夫をして使わせていただいておりますが、やはり本来の基金に戻すというのが正論ではないかと思っておりますので、今後につきましては、繰越しになる前に、基金へ積戻しするというふうにやっていきたいと思っております。どうしても繰越しになりますと、そのお金があるという感覚になるのではないかと思っておりますので、今後改めていきたいと思っております。なお、その他の目的基金いろいろございますが、これらを全部合わせますといくらになるかと申しますと、16年度

末の基金残高は18億9,400万円となっています。また、町の借金に当たる起債残高でございますが、平成14年度末が94億8,700万円、15年度末が96億3,000万円、そして16年度末が95億3,100万円となっています。それから、17年度の収入見込みですが、税収はほぼ横ばいということで先ほどもご説明させていただきましたが、おそらく若干下がることはあっても、ほぼ同様にいくのではないかと考えております。しかし、重要な一般財源である合併特例の財源であります。これが1億6,600万円程度の減額が見込まれております。このほかに、三位一体改革による国庫負担金等の減少が3,100万円くらいございます。ということで財政というのは非常に厳しい状況となっていることは間違いなくと考えております。また、税制改正にもなう18年度の税収ということですが、定率減税が2分の1縮減されることにより3,600万円程度増収となる見込みです。しかし、そのほかのいろいろな税を考えますと、ほぼ横ばいであると考えております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。また、18年度は、固定資産の評価替えの年度となります。評価替えの年度は、固定資産税が従来5千万円ほど下がっていますので、町税全体でみると17年度くらいの5千万円くらい落ちるのではないかと考えております。今後のプロジェクトであります下水道整備事業に与える影響でございますが、現在のところ、国・県からの補助制度自体は変わっておりません。17・18年度は補助金制度でいく予定です。ただ、もう一つの財源である公債費の交付税算入については、国全体の交付税額が減少する傾向にありますので、基準財政需要額に算入されるとはいえ、増額は見込みがされにくい状況であります。この下水道に係る費用も含めて、現在、中長期的な視点で財政運営をしていくため、各特別会計も含めた町全体の中長期財政見通しを作成するとともに、これらを基本に財政の健全化を図るため財政健全化計画を作成しております。やはり、この現状のままでは財源不足は避けられないということでございます。その認識の下に行革大綱を柱にしまして、行財政集中改革プランを着実に実施して、歳入歳出両面から見直していかなければならないと考えております。そのためには、やはり施設の統廃合も含めた、町の機構を改革するかなり踏み込んだ改革をやらなければならないと考えておりますので、これは議員の皆様方、そしてまた町民の皆様方のご理解をいただいて、ご協力を求めて進めていきたいと考えております。

次に、愛媛FCについてのご質問でございますが、まず、出資金100万円はどういう根拠かということでございます。愛媛FCの資本金は、平成17年8月現在で1億2,300万円であります。J2昇格を念頭に、資本金をJ2の年間運営資金である4億円の約半額に近い1億6千万円に増額するため、企業及び県内の自治体に要請がきております。自治体に要請する出資金というのが、愛媛FCから求められておりますのは、人口比率やクラブとの関係等を考慮した上で、算出しているとのことでありました。昨日、愛媛FCが初めて優勝をいたしました。この活躍は、地域の活性化や地域経済の振興に十分寄与するものと確信しております。これは伊予銀IRCの発表の件につきまして、宮内議員さんから詳しくご説明いただきまして、経済効果がこれくらい見込めるということも皆様もご承知のとおりであります。そういうことで、本町は特にこのホームグラ

ンドの立地の町でもございますし、100万円の出資は妥当な金額と判断しました。出資に対するメリットの件でございますが、今、愛媛県では新しいまちづくりとしてスポーツを中心に地域活性化を図っていくのが有効な手段と言われておりますし、それを柱としてまちづくりを行っております。県民そして町民、誰もがスポーツに親しみ、そして地域やそれぞれの町が元気になるスポーツ立県えひめということで知事も推奨しているところであります。このような中で、砥部町も膝元でもありますし、積極的にスポーツ立県に対しては協力していかなければならないと考えております。また、ホームグラウンドが砥部でございますので、毎試合4千人、5千人と来ていただくわけでございますので、砥部町の観光客の増加にも私は期待をして、そしてまたいろいろな政策を考えていかなければならないと考えております。この愛媛FCの発展が砥部の発展にもつながると、そのためには私どももいろいろな仕掛けをしていかなければならないというふうに考えております。それとやはり問題になるのは、国道33号線、そして国道の東の県道あたりがかなり混雑して、渋滞の問題が起こると私も心配をしております。このことにつきましては、県警そして南警察署を中心にいろいろな問題を考えて、この解消について話し合いをしていかなければならないと考えております。そういうことで、連携を密にして、できるだけ渋滞の少ない状況にしていきたいと思っております。また、この輸送については公共の乗り物を利用させていただくというのもひとつの方法だと思いますので、伊予鉄バスさんにも臨時のバスを出していただくとか、そしてまた、バス優先レーンを作らせていただいて優先のバス運行をしていただくとか、いろいろな方法があると思いますので、大量輸送対策をどのようにすればいいかということは、これから県、そして県警、南警察署、砥部町含めて話し合っていかなければならないと考えております。以上で、宮内議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 財政についてはですね。ちょうど私が21日が締切日であったためにですね。今回の議案書の中で、砥部町行財政改革大綱及び砥部町行財政集中改革プランというのがちょうど後から来た関係でですね。詳しい内容はまたこちらの方で勉強させていただきます。ともあれ、やはり基金の取崩しとか、そういうものは町長の答弁にもあったように元に戻すほうがいいのではないかと私も考えているところでございます。また、今、町長の答弁がありましたように18年度の予算編成についても、17年度とほぼ同額ということで一応安心をしておりますが、補助金等の削減が大変厳しくなっておりますので、そこらへんを考えていただきたいと思います。

愛媛FCについては、出資金について人口割できているのかよくわからなかった関係でですね。私も報道の中で100万円という数字を聞きまして、議員としてもまだ耳に入らなかった関係でですね。町民の方からどうして100万円という数字がでたのぞと質問があったためにこういう質問をさせていただきました。愛媛FCにつきましては、経済効果があると私も考えておりますので、是非、県とか国とかに働きかけて、陸上競技場に一人でも多くの観客が集まるように要望をしていただきたいと思います。また、駐車場の問題でありますけれども、これもひとつ提案がございまして、砥部町の

供養堂から入ったところにはこどもの城の駐車場がございます。ここも視野に入れまして、利用ができるようであれば、是非このあたりも使っていただいて、渋滞を防ぐような考えにしていきたいと私は思っておりますが、町長もこのあたりはどのように考えておられるか、1つだけ質問をいたしましてよろしくお願ひいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま、宮内議員さんから、こどもの城の町の駐車場の活用という私も考え付かなかったわけですが、素晴らしいご提案をいただきました。歩いていけば数分で行ける距離にもございますし、この利用につきましても、またもう一度議員さんとよく相談させていただいて、そしてまた検討させていただいて是非進めていきたい案だと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（田室博志） 宮内光久君。

○11番（宮内光久） 再々質問ではございますけれども、私はこの質問は終わります。

○議長（田室博志） 宮内光久君の質問を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時20分の予定です。

午前10時07分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（田室博志） 4番 土居美智子君。

○4番（土居美智子） 4番土居美智子でございます。3つの問題で質問したいと考えております。まず、指定管理者制度について質問します。この制度は、古くは昭和22年4月17日法律第67号により地方自治法244条の中でうたわれていますが、管理者の管理基準、業務の範囲等これまで公的な諸団体に限定されてきた、従来の管理委託制度が、純粋な民間企業やNPO等に管理運営されることが可能になったもので、指定管理者制度と銘打って法改正がなされたものです。しかし、現状は、民間に開放されたといいつつも、実際には外郭団体離れができず、公募と銘打ちながらも、外郭団体を優先させた出来レースを繰り返す自治体が多く見られます。公共団体と管理者との癒着の構造がはっきりと見て取れます。これまで、社会を支えてきたシステムは、制度疲労をいうよりも機能しなくなっていること。これは国民共通の認識となり、生活に関わる様々な課題をすべて公に期待することはできなくなっているというのが認識です。この度の政府が掲げた構造改革によって、公共団体が行うべき政府設計の再構築が求められていると考えます。その意味において、去る9月定例会に提案された議案は、果たしてこれらの条件を織り込んだ制度設計であるのか、と感じざるを得ません。ある総合研究所の調査では、全国的に10兆円規模の市場であるとしておりますが、施行以降、3カ年の経過措置があるとはいえ、これまでの癒着構造を排除する時間を考えれば並大抵の作業ではないと思っております。砥部町としてどのような制度であるのか詳しくご答弁願ひいたします。現在砥部町では、旧広田村の研修の宿が該当しているとの事ですが、この件について町としてはどう対応しようと考えていますか。お尋ねします。この指定管理者制

度は、自治体と管理委託者との関係において、委託イコール受託という法律と条例に基づく公法上の契約関係にあったものが、指定という行政処分に基づくもので、契約ではないということ。もうひとつ、一般的な取引関係に立つものでもなく、請負に該当しないため、法律92条の2、また第142条に規定する兼業禁止には該当しません。競争入札の参加資格者要件及び首長・議員等の兼業禁止についてどのような考えをもっていますか。また、条例の改正の必要があると考えますがどう思いますか。町長のご所見をお伺いします。

次に、公共下水道工事について質問します。先般、大阪市役所職員、加藤英一氏を迎え、下水道問題について勉強会を開催しました。開催までにいろいろな障害がありましたが、皆さんの知恵とご協力により熱のこもった勉強会ができましたことを大変喜んでおります。加藤氏の講演から公共下水道がどれほど財政を圧迫し、下水道法が住民不在の法律であるかを改めて認識することができました。私たちも独自の人脈でこの計画についての意見を聞かせていただきました。やはり専門家です。短時間の間に、次の問題点をご指摘いただきました。長期の工事には必ず狂いが出る。しっかりとした調査ができていない。リスクがあまりにも大きい。合併してまだ時間が短く、財政の安定性がないこと。合併特例措置の終わる10年後からの交付税を見積もること。三位一体改革の影響を見極めるべきである。国庫補助金が最後まで見積りどおりにでるのかどうか、この確認。起債の条件と金利の変動があるということも考えるべきである。財政を見極め、じっくりと計画を見直し、検討の期間を持つべきである。重要な事は、維持管理費と収入のバランスの見通し計画を立て、住民に説明すること。どんなに考えても合併槽が安い。もう一人の方がおっしゃいましたのは、下水道工事の裏には土木工事の影があると聞きます、と前置きして、下水道は川の水を奪い、合併浄化槽は従来どおりきれいになった水を川へ戻します。浄化槽を設置すべきですと言いつけられました。質問に入ります。加藤氏の資料より、集合処理いわゆる下水道は密集地用であり1ha80人以上の人口密度が必要としています。砥部の場合は一番密度の高い1期工事をみても必要数の約60%で49人しかありません。どうみても1期分から赤字が見えてきます。この人口密度については以前より質問を繰り返しております。財政の問題をどのように乗り越えようとなさっているのかお伺いします。2点目。計画によると下水道工事区域と合併浄化槽設置区域と2つになっています。公共下水道には、多額の借金を投入しますが、運営次第では税の不均衡をもたらすものと考えます。町長はどのように考えていますか。お尋ねします。3点目としまして、汚水処理収支の赤字は一般会計より補填されるのが通常です。この補填額を一般会計職員給で何人分になるかを計算したものがあります。これを赤字強度といいます。愛媛県下では30%にも及んでいるのが現実です。2003年度の資料で例を挙げますと、隣の松山市は赤字強度が26.8%。人数にしますと747人分。747人が過剰職員であるということです。旧久万町では、供用開始いわゆる下水道が始まりまして2年ですが、赤字強度は14.6%。人数で言えば16人。同じく供用開始1年の隣の松前町は、赤字強度は8.8%の17人となっています。



県下すべての市町村で時間の経過とともに赤字強度が大きくなっているのが現実です。この現実を砥部町はどのような方法で解決しようと考えていますか。お尋ねします。4点目ですが、下水道協会が作成しました下水道を推進するパンフレットの内容が、水洗トイレをきれいなトイレと位置づけ、作業中のバキュームカーを邪魔扱いにしたものがありました。このことに疑問ありとして、配布を中止させたという事例があります。何が何でも下水道という下水道協会の考え方に変更がみられる話です。このような下水道協会のデータを信じきっていいのでしょうか。公共下水道を選択したのはなぜでしょうか。お尋ねいたします。

3番目といたしまして、地域の活性化と給食に安全性をもたらすための地産地消に力を入れてはどうかということで質問させていただいたと思います。この問題は、過去におきましても、他の議員さんからも質問がありました。しかし、なかなか前に向いて進む様子が見えませんが質問いたします。ワン・デイ・シェフ・システムというシステムをご存知でしょうか。主婦たちが家庭の料理を家庭以外の人にも食べてほしい、という気持ちから自らシェフになり、自然食材を使った日替わりランチを日替わりシェフにより提供するレストランが人気を呼んでいるというものです。1日に20食800円のレストランです。砥部町も旧広田地区において野菜づくりがなされています。もちろん砥部地区においても作られています。収穫された作物は、近隣の道の駅やJAの直売コーナーへ出品されているのが現状です。先日も、どうして砥部にはできんのかなという声を聞きました。誰もが新鮮・安全なものを求めています。学校給食においてもこれからの砥部町を背負っていく未来あるこどもたちが食するものです。地元で取れた米や野菜を給食に取り入れることにより環境問題にも関心を持ち、作ってもらった人に対しても感謝の気持ちを持つと思います。直販所は場所の提供があれば、運営は登録者に任せればよいと思います。町長のご所見をお伺いします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。はじめに、指定管理者制度についてお答えします。ただいま、土居議員さんがご指摘されましたように、このたび民間にもということで指定管理者制度が導入されました。これは、公の施設における住民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的であります。そういうことで、今回、この法が制定されまして、公共団体等に限定されていた施設の管理運営が、民間事業者にも委ねるということになったわけでありまして、砥部町でも、民間でできるものはできるだけ民間でという考えを持ちまして、いろいろな施設について、今検討しているところであります。まず、指定管理者制度の導入にあたって、設置目的や業務内容、実態等を踏まえて、これは従来どおり町が直接管理するのがいいのか、民間にお願いした方がいいのか、これはどちらの方がサービスがよいかとか運営コストが安くなるのかとか、そういうふうないろいろなことを各方面から具体的に検討して総合的に判断していきたいと考えております。まずご指摘の砥部町交流ふるさと研修の宿でございますが、これは現在、砥部町産業開発公社に委託をされております。ご存知のとおり、赤字経営が続いているわけでございます。7・8月のシーズンは非常に多くのお客様に来ていた

だいておりますが、そのほかの月々につきましては、だいたい5件ないし、6件のご利用しかありません。社員の方が3名、パートの方が1名ということで、皆さんどなたが考えられてもこれは運営できない、大変な赤字の施設であると思われると思いますし、私どものこれを改善していかなければならないと考えております。その中で、このふるさと研修の宿を従来どおり、砥部町産業開発公社に引き続き管理を委託してその中で改善を図っていくのか、または、町の直営施設として経営の改善を図るのか、この二つの案にしぼって、現在、関係者と協議しているところであります。いずれにしましても、これは早急に決めなければならない問題でもありますし、この大幅な赤字の施設をできるだけ少ない赤字、できれば黒字の施設に変えていきたいということで、今、知恵をしぼっているところでございます。次に、競争入札の関係でございますが、これにつきましては、首長その他議員さんのこともございましたが、後でご説明いたしますが、できるだけ制限は加えない方向で考えておりますが、税金を滞納している方とか、暴力団の団員であるとか、具体的に応募できない方を明記していきたいと考えております。ということで最低限の資格を明記して募集についてはさせていただきたいと思っております。次に首長や議員などが役員をしている法人が、この委託管理者に応募できるかどうかということでございますが、これはいわゆる請負というのではございませんので、兼業の禁止の規定には適用されません。従いまして、首長や議員などが役員をしている法人を応募できない者としては明記しない予定であります。応募するかどうかはわかりませんが、そういう方向で考えております。また、施設の指定管理者の事務処理要項等につきましては、きちんと作りまして、具体的な申込資格を明記するとともに、事務処理事項についてもこういう施設ですからこういうふうに使ってくださいとか、そういうものについてはこの要綱の中で定めていきたいと思っております。また、一番適当な施設で一番活性化を図っていただける団体を選んでいきたいと思っております。

次に、公共下水道事業でございますが、この件につきましては、度々質問もいただいておりますし、ご心配いただいていることは私も十分承知はしております。この中で、先般も大阪市役所の下水道課の方もお招きいただいて、講演もしていただいたということも伺っておりますし、内容についても講演に出られた方から、お伺いもいたしております。非常に重要なことであると思いますが、この件につきましてもやはりいろいろな角度から検討しなければならないというふうに思っております。また、講演に来ていただいた方は、下水道に関して反対ですよというご意見の方でありますし、いろんなことから下水道に賛成の方もございます。そういう方のご意見も含めて、私は判断していかなければならないというふうに考えております。しかし、私も冒頭に申しましたように、この非常に厳しい財政の中で、この事業に取り組むということについては私も非常に心を痛めております。しかし、先程も申し上げましたように、長いスパンの仕事である限り、やはりいずれかはやらなければなりません。どういう時代が来るかわかりませんが、ここと決めて、チャンスには一気にスタートしなければ、事は進まないと思います。私とて、こういう事業をひとつもしなければ安全に町長の職を務められるかもしれません。しかし、苦労してでも、公約であるこの下水道の事業については、絶対に町民の皆様の

ご指示をいただいております。その点をまず申し上げておきたいと思っております。まず、第1期事業計画における財政見直しのご質問でございます。これは度々申し上げておりますように、厳しい財政状況下であります。この事業ができるだけ町財政の負担とならないように、そしてまた最低限の経費でできるように徹底した合理化やコスト削減を進めていき、効率的、経済的な運営に努めていきたいというふうに考えております。なんと申しましても、これはずっと続く課題でもございます。そういうことで、まず、下水道経営については精一杯努力をして、最優先に考えて健全経営に努力をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。次に、下水道工事と浄化槽補助の税の不均衡についてでございますが、これもご指摘のような問題も当然でございます。住居の密集している地域は公共下水道で整備させていただいて、公共下水道の計画区域外の地域は浄化槽で整備することとしております。計画区域外の方には、浄化槽に対する補助金を交付していることでご理解をいただきたいと考えています。次に3点目の一般会計からの繰入金についてでございますが、下水道事業は事業を実施しながら起債償還を行っていくとともに、処理場等の維持管理をしていかなければなりません。他の自治体もこれについては非常に苦勞をしているのもわかっております。砥部町においてもそういう難題が発生するというのも、ある程度の自覚はしております。しかし、先程も申しましたように、きれいな水を継ぐためには、それぞれの自治体がある程度の負担はしなければならないと思っております。これをできるだけ自立できる下水道であってほしいと願うのは私だけではございません。皆様すべてであると思っておりますが、できるだけ努力をして、収入と支出の収支が、ほぼはかれるように努力していきたいと思っておりますし、今の計画ではそういうふうになっております。しかし、これは100%ではございませんので、なお一層の努力をしていきたいと思っております。そして、第4点目の公共下水道選択の理由でございますが、公共下水道は浄化槽と比べてどうかということ、水質やそういうことを考えますと、公共下水道は厳しい検査基準がしかれております。そういうことで安定した処理水が得られるということがひとつの利点ではないかと思っておりますし、チッソ・リンの高度処理も行われることから、砥部川をはじめとする公共用水域の水質保全に、公共下水であればより寄与できるのではないかと考えております。集合処理と個別処理の経済比較を行いますと、住居が密集している地域は公共下水道で整備し、それ以外の区域は浄化槽で、これがやはり私も合理的整備方法ではないかと考えております。そういうことで、公共下水道は第1期工事の地域は密集地でございますので、これをまずやっていきたいというふうに考えております。

次に、地域活性化と地産地消を進めてほしいというご意見でございますが、近年、各地で直売所がもてはやされておりますし、各地にできてまいりました。やはり、産地の作った方の顔が見える、そして新鮮で安全な食材が安く手に入ることが町民の皆さん、市民の皆さんの支持を受けているのではないかと考えます。産地では、消費者のニーズを的確に捉えることができますし、また、生産者と消費者の信頼関係も深くなってくるというふうなことは私もそのようになっておるといえるのは感じております。その中で私

が思いますのは、砥部町の農業の形態を考えますと、果樹が中心でございまして、野菜が非常に少ない、それと品目が少ないということでございます。ここに大きな問題がございまして、大きな直売所はなかなか難しいのではないかと思います。そしてまた、土居議員さんがおっしゃられました場所の提供につきましては、私もできると思いますし、そして生産者の方が管理をしていくということであれば、私はその程度のものであればできると思いますが、やはり年間を通じて、いろいろなものを供給していくということが大切というふうに思います。それとひとつ、残念なことではあります、先ごろ、広報の中でアンケート用紙を入れて生産者の方にこういうお店を出してみたい方はおられませんかということ呼びかけをさせていただきましたが、一人もいらっしゃらなかったということがございます。ということで、我々が呼びかけるのはもちろんですが、具体的にお願いをしてやらなければ、これも掛け声倒れになるのではないかと思います。そういうことでこの件につきましても、よく生産者の方と話をしまして、考えていきたいというふうに思っております。次に、給食センターにおける地元食材の利用でございしますが、これについても、前ほどにもいろいろご質問をいただきました。それでJA中央の方との話し合いを持たせていただきましたが、供給できるものはないというような状況でございました。そこで、では今、砥部は何も使ってないのかということではありません。今使っておりますのは、特産品でありますコンニャク・醤油・酒・梅、ミカン・キャベツ・シイタケについては砥部町のものをすべて使用しております。そういうことでこれからはもっとももっといろいろなものを作ってください、また、お話し合いをさせていただきまして、地産地消を推進していきたいというふうに思います。そういう中で、調理方法その他も工夫をしていかなければならないと思います。そして、安定して供給をしていただかなければなりませんので、例えば、100人の生徒がいて、100人分の野菜を作っていたのだとはいけないのでございます。と申しますのは、野菜にも出来、不出来がございします。そういうことである程度、余分なものを作っていて、ある程度余分なものを作っていて、きちんと100人分のものをいただかなければ、みんなに同じものが行き渡らないというのもございします。ということで、この件につきましては、また、もう一度農協の方とも話し合いを進めていきたいと思っております。以上で、土居美智子議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 土居美智子君。

○4番（土居美智子） ただいま、町長のほうから答弁をいただきました。まず、指定管理者制度について、再度お尋ねしたいと思います。確かに町長が言われましたように、直営でもよし、あるいは委託するのもよし、これは平成18年までの9月までにこの問題を決着しなければなりませんので、本当に十分な論議をされないまま、もし委託されるのであれば、逆に直営に戻すというのもひとつの方法でございします。また、管理委託というのは終結したわけでございします。ただ、業務委託というのは、そのまま制度は残っていると思います。ですから、建物そのものの管理はできたとしても、中身についてだけ委託するという方法もできるのではないかと思います。もちろん、直営にするにしろ、あるいは、公募という方法でやりたいという方を募集するわけですが、

ちろんそれをどの方に指定をしたかということをお必ず皆さんの前に公表するということをやっていたかなければ、住民はいつの間にか人が変わっていたなということになりますので、必ず皆さんの前に公表をするということをお約束していただきたい。また、議会や住民の皆さんにも十分な説明責任を果たしていただきたいと考えております。こういうことにつきましては、町長はどのように考えておられますか、お尋ねしたいと思います。また、行政が作りしました社会福祉法人や社会福祉協議会、この2つが指定管理者として多くを受け持っておるという事実が報告させております。選定委員会の設置とそのあり方が、非常に重大な意味をもつものと考えております。選定委員会の設置につきまして、町長はどのような考えを持っておられますか。また、先程申しました、兼業禁止の件でございますけれども、入札参加資格や兼業禁止につきましては、非常に透明性が強く要求されるものでございます。もちろん指定管理者制度そのものも要求されるわけです。既にさいたま市や宮城県では、現議長、元議長の議員が経営する団体が指定管理者になる事例が出ています。我々、ここにいる皆さんはいち早くこの情報を誰よりも早く知る事ができるわけです。請負については禁止されている事が、より自由度の高い指定管理者制度でなんら法的規制がないことはバランスを欠くのではないかと考えます。また、入札参加資格要件ですけれども、契約に関しましては、町長が先程言いましたが、破産者で復権を得ていない者。不正行為をした者。談合をした者は参加できないと規定されています。当然、指定管理者制度においてもこれらの条件を規制するべきではないかと考えますが、再度、町長のお考えをお伺いいたします。

下水道の問題でございますけれども、私がお聞きしたかったのは、財政の問題とどうしてこの町長が下水道を選ばれたかという理由でございます。水質の問題ということでございましたけれども、まず、今、砥部町の砥部川、これは誰も問題にしておりません。砥部川の水は、BODにつきましても、基準値を超えているところはありません。和田川というところはひとつ、そんなにたくさんでないけれども超えてない。下水道は、ずっと下流まで水を引っ張っていきます。合併浄化槽は、今と同じようにその家々から、砥部川に流れていきます。今、砥部川の状態はどういうことか、この渇水の時、私達の周辺の川でも本当に水は片側しか流れておりませんし、ところどころよどんでいます。一ノ瀬堰の所に行きますと、ここは可動堰というんでしょうかね。確かに水はあります。ポンプアップして可動堰まで水を引き返してくるという説明が以前にあったかと思えますけれども、やはりこれは無駄なお金でありますし、可動堰の所で水が今現在、溜まっているのも当たり前の世界だと思います。上流につきましては、これ以上に水が減っていくということを考えます時に、きれいな水を将来に残すという事は非常に難しい、私はこのように考えます。また、採算ラインの計算をしてみたんですけれども、合併浄化槽が1基100万円として考えました時に、以前、私がお尋ねしました中で、1haの工事費が約3,500万円ということでご答弁をいただいております。それで私が計算をいたしますとですね。1ha3,500万円の事業で、もし合併浄化槽が1基100万円、維持管理費、耐用年数が同等と考えた場合の話です。まず、人口が105人、戸数で言いますと、1戸が3人としまして35戸。それで投資単価がちょうど100万

円ですから、合併浄化槽と下水道がとんとん。105人より多ければ下水道が有利ということになります。もうひとつ問題がありますのは、この先日いただきました資料をよく見ておきますと、総事業費が236億円、整備面積が447ha、これを割りますと、5,280万円の単価が出てきます。1ha5,300万円の工事費用としまして、分岐点はいくらになるかと計算してみますと、53戸、1戸3人として159人。ここがちょうど分岐点になりますが、もし維持管理費、耐用年数が仮に倍ほど高かったと考えました時に、1ha5,300万円の工事の場合は約80人です。ちなみに松山市の人口密度は75人、今治市で50人です。80人あるいは50人というところまで砥部町がもっていくのは非常に大変な苦労があろうかと思えます。財政の問題に、これは即、密に係る問題ですから、十分に考えていただきたいと思えます。税の不均衡の問題ですけれども、使用料金が不足の場合には、一般財源から補填します。町の施策の中で合併浄化槽の設置区域は、先程の答弁によりますと補助金が出ますとのことでした。下水道についても、既に設置する時点からですね。補助金じゃないですけど、全体として結果として結局補助金を使っていることではないでしょうか。それ以外につきまして、合併浄化槽の設置区域の方たちには、どのような手当があるのか再度質問したいと思えます。また、この中には不明水の問題があります。いわゆる使用料金が取れない水です。計画の段階で一定の不明水は見込まれておるものと思えますけれども、その計画量を超えた分の不明水はどのようになさるつもりでしょうか。お尋ねしたいと思えます。やはり、住民が一番気になりますのは、使用料金の問題です。使用料金についての計画をご説明いただきたいと思えます。また、町長は、平成16年の9月の定例会におきまして、国として公共下水道を砥部地域はやりなさいということなので私は進めていくと答弁されております。これはどのような場面でいつ、誰が言われた言葉でしょうか。お尋ねしたいと思えます。また、同じく、平成16年3月の定例会で、担当課長は都市施設であり、都市計画区域内につきましては、公共下水道以外はできないことになっております、と答弁されました。公共下水道のみ設置すると決められた条例はどこどの部分にあたるのでしょうか。教えていただきたいと思えます。

3問目の地域活性化の直販所の問題ですけれども、やはり直販所といいますと私達の脳裏に浮かびますのは、内子町のからりだと思えます。年商が6億円にもなるかというからりです。確かに町長が言われましたように、これは一夜にしてできる問題ではありません。からりにおきましてオープンまでに2年間の試行期間をもってあります。その2年間の試行期間をもちまして、今のからりがオープンされたわけでありまして、もちろん成功した要因といたしまして、トップのまちづくりとしての哲学とリーダーシップがありました。

○議長（田室博志） 時間制限がありますので簡潔にお願いします。

○4番（土居美智子） はい。農家主体の直販所とした事が成功へと導いたと思えます。やはり砥部町のブランド化をするためにひとつこのことについて検討していただきたい。このように考えております。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居美智子議員さんの再質問でございますが、これは開示ということでございますが、これは当然、開示をしていきたいと思っております。研修の宿につきましては、指定管理者でこのまま産業開発公社が受ける場合にしても、具体的に申し上げますと、お客さんのいる時だけは店を開ける、そして他の日は風を通しに行くとかそういうふうにして改善をしていかなければならないと思っておりますし、産業開発公社の人については、他の仕事をやっていただくと、そういうふうなことを具体的に考えておりますし、また、直営にするのであれば、これは賃貸も含めて考えていかなければならないというふうに思っております。いずれにいたしましても、この施設自体が800万円から1,000万円近い赤字を出しているわけでございます。そういうことで、産建委員長の三谷議員さんも度々いろいろ話を持たせていただきまして、また、産業開発公社の役員会も既に2度、開かせていただきました。その中で、これからの方策について、一生懸命検討しているところでございます。その他の施設も含めまして、また選定委員会が必要であれば、私は設定することにやぶさかではありませんし、そういうことについて、皆さんとまたご相談したいと思っております。また、首長、議員さんの入札参加についても、私はこのようなご意見があれば、当然私自身からご辞退を申し上げたいと考えております。私は議員さんの関係につきましては、議員さんとよくご相談させていただきたいと考えておりますが、これはいずれにしましても、受けるということは大変なことではございまして、私は痛みがかなりあるのではないかとということで、いい方向にもっていただけるのであれば、本当は私は議員さんの中で受けていただく方があれば大いに結構であるという考え方を持っております。簡単に金儲けができるものではありませんので、その点も私は考えまして、これから、皆さんが本当に町をよくするということが適任であれば、私は受ける事はやぶさかでないと思っております。

それから続きまして、水質基準の件でございますが、私も子どもの時から砥部川で泳いでおります。基準値以下であるかどうか、私はこれは、基準値以下であるからそれでいいという問題ではないと思っております。土居議員さんがお嫁さんに来られた時も、おそらく砥部川はもっときれいであったと思います。しかし、今は藻がはえているような状況でございます。そういうことで、基準値以下であるから、この川は大丈夫だ、そういうことではないので、できるだけきれいな水で、先程、平岡議員さんもお質問いただきましたが、蛍の飛び交う町にしたいというご意見もでございます。そういうことで、私はこの公共下水道は確かに痛みはありますけれども、ぜひとも進めていきたいというふうに考えております。それから、不明水の問題でございますが、これにつきましては、私も十分勉強ができておりません。そういうことで担当の課長から説明をさせていただきたいと思っております。それから、国からのということでございますが、国がやれということであるからという答弁が私もどのような言葉じりであったかというのは、ちょっと今記憶を呼び戻しているところでありますが、やはり国、県の指導も受けて、そして私は砥部町は公共下水道がいいという判断をさせていただきました。これは、先輩の町長さんも同じであったと思います。ということで、私も先輩の町長さんがご努力されましたように、一生懸命この問題については取り組んでまいりました。この事は先程申し上げたと

おりでございます。また、使用料金につきましてもやはり近郊の市町と勘案をしながら私も進めていかなければなりません。今よく言われますのは、それぞれの自治体が採算を取れるような使用料金を取れということですが、これについては、やはり少し配慮がいると考えておりますので、これからご相談をしながらこの件についても決めていきたいというふうに思います。

地域の活性化でからりが非常に成功されております。やはり砥部も見習わなければなりません。これは成功しているのが非常に少ないわけでございます。そういうことで、やはりよく勉強をしまして、土居議員さんが言われましたように、2年くらいかけて基礎をやって、そしてやって、それでも成功するかどうかわからないと思います。そういうことで、この件につきましても手始めとしましては、公共の施設の一部を使ってやるとか、慣らし運転をやってからやっていくほうがいいのではないかなと私は思っております。成功した例はいろいろ後では発表されますが、それまでの苦労は大変でありますし、賭けであります。やはり計画を十分にやらなければこのいろいろなもの、すみません下水道も同じであります。いろいろな計画をして、一生懸命進めていく、しかし20年先、30年先の予測ということは数字の上ではいたしましても、現実がどうなるかは私とて読めません。そういうことで、いろいろな問題、これから先の長いスパンの問題については、いろいろな討議をしながら私は進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。不明水の件でございますが、基本的に不明水が考えられる場合がございますが、一般家庭の場合でございますと、接続ミスいわゆる污水管の中に、一般家庭の雨どいの水を入れるという場合が入ってくる事が考えられます。それと、排水設備の接続部分の工事がうまく施工がされなかった時にそこから入ってくるというふうなことが考えられます。町のほうも管の耐力計算いわゆる構造計算を行いまして、荷重がかかっても割れない構造になるようにいたしております。基本的には施工時におきまして、取水チューブの巻き立てでありますとか、可とう製の継ぎ手の採用、あと、塩ビ製の升の採用、穴なしマンホールの蓋の採用などが考えられるわけでございます。それとあと、内部の漏水確認を必ず行っております。基本的に管渠の中の不明水については、施工時点でチェックをするということになっております。それと、一般家庭の排水設備の工事を終わりますと、町のほうから出向いてまいりまして、すべての雨水と污水が分離されておるかという確認を必ずするようにいたしておりますので、そのような不明水が流入しないような対応をしていきたいと思っております。それと、都市計画法の公共下水道の件でございますが、これは都市計画法によりまして、下水道は都市施設と位置づけをいたしております。そして、平成16年の11月10日に都市計画決定を行っております。都市施設としましての位置づけをいただいております。従いまして、市街化区域につきましては公共下水道で整備をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（田室博志） 土居美智子君。



○4番（土居美智子） 私が尋ねました選定委員会の設置なんですけれども、必要であれば設置するということをございます。議員がこの指定管理者制度に応募できるかどうかという問題につきましても、議員の皆さんでというお話をございます。私が非常に残念に思いますのは、この指定管理者制度が議会に上程されましたのは9月の議会をございました。私にとりましては、非常に唐突な議会への提案であったかと思ひます。審議の時間もほとんどなく、配られましてから土日はさみまますので議論する間もありませんし、議員全員で討議する時間もなかつたことは、非常に残念に思ひております。まず、この兼業禁止の問題につきましても、これから先、議会の中でも議論をしなければなりませんし、この議会が議決する項目が3つくらいでしたかあります。ですから責任を負うわけです。議会としましても、やはり議会人としても十分に勉強していかなければならないと思ひております。この指定管理者制度が、住民の多様なニーズに応えるために、町長が言われましたように、サービスの向上とコスト削減を狙って今回の改正が行われています。利用者の評価システムを導入するという点についてはどのように考えておられますか。また、地域経済の活性化に直接つなげるのは、募集条件に地元条項を入れたほうが効果的な場合と、しかし、施設の性質によっては豊富な経験やノウハウをもつ大手企業のほうが期待が持てる場合があるかと思ひます。その条件の中で、地元条項についてはどのように考えておられますかお尋ねしたいと思ひます。参考までに、つい最近の新聞報道によりますと、指定先で一番多いのは、以前からの管理団体が85%を占めております。民間はわずか1割にしかならないと報道されております。公募をしない場合は98%が従来の管理団体、また公募をしない割合は、都道府県は17%、市町村になりますと62%が公募をしていない、こういうふうな内部だけの選定ということが非常に多くの数の市町村で行われているということが、先ほど言ひました透明度の関係で利用者の評価システムを入れるということにつながるのではないかと考えております。

それから、下水道問題の件ですけれども、先ほど東岡担当課長のほうから都市計画法に基づいて、公共下水道というお話をいただきました。平成16年11月11日。確かにそれ以前に公聴会がありました。公聴会に私たち、その当時の議員を含めまして3人で見に行きましたけれども、正直言ひまして何のことかなという感じでした。ただそこに、計画の仕様書とかそういうものが置いてありまして自由に見てくださいよということをございました。本当に残念な思ひをしております。先ほどのすみません、話が飛びましたが、都市計画法の中の条文を読んてみたいと思ひます。都市施設の3は、水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場、その他の供給施設または処理施設と規定されています。ということは、その他の処理施設は浄化槽がそれにあたるのではないのでしょうか。もしそうだとすると、都市計画区域に公共下水道以外はできないとなっているというご答弁は間違いではないのかなと思ひました。また、都市施設は条文の最初の行にあるように、あくまでも必要なものを定めるものとされております。下水道が必要がなければ、都市計画に下水道をさだめなくてもよい、つまり都市計画区域でも浄化槽が整備できると解釈できるのではないかと考えていますが、いかが

でしょうか。町長が常にきれいな水をといわれます。きれいな水は重信川に流れていきます。砥部川には戻らないわけです。これをひとつ考えていただきたい。私たちは、やはり町長が言われましたように砥部川で遊んできました。そして衝上断層もあります。これは四国の88カ所の中に選ばれた水辺でございます。やはりこういうふうな私達の資源といいますか、こういうものを残しておくためにも、砥部川に水が戻る方法を考えるべきではないかと思えます。私たちは、常に認可の前に住民への説明を希望してまいりました。私はこのような自治体がより集まって統合されようとする道州制がこの上もなく恐ろしいものに思えてきております。

また、3問目の地域活性化につきましては、本当に一夜にしてできるものではありませんので、砥部町のブランドを作るために砥部町イコール砥部焼イコールどこその道の駅あるいは直販所、というふうなものが連想で浮かんでくるような町になれば、より多くの人がこの町を訪れてくれると思えます。ぜひ一步一步前進できる方法を考えていただきたいと思えます。以上で私の質問を終わります。

○議長（田室博志） 答弁は。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 土居美智子議員さんのご質問にお答えします。都市計画法の中にごございます、下水道の中のその他の処理施設が、浄化槽にあたるのではないかとということでございますが、都市計画法に基づきます都市計画決定といいますのは、処理場の位置、それと排水区域、放流先の3点が定められております。今回、この浄化槽がその他の処理施設に該当するかどうかということでございますが、基本的に浄化槽が都市施設としての都市計画決定をなされた場合は、設置ができるのではないかと考えておりまして、今現在砥部町の都市計画決定としましては、市街化区域内は公共下水道ということですのでご理解を賜りたいと思えます。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 土居議員さんは答弁を求められておるのでしょうか。

○議長（田室博志） いや。質問を終わりますといたしましたから、どのように解釈すればいいかと思ひまして。答弁を求めておるんですか。

○4番（土居美智子） はい。

○議長（田室博志） わかりました。中村町長。

○町長（中村剛志） 答弁はいらんのかと思って安心をしておりましたが、答弁をさせていただきます。まず、選定委員会でございますが、これは公募が条件であると思っております。だから前もってですね。内部で決めておくというようなことはいたしませんのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。そしてまた、利用者の評価システムということで、ご指摘をいただきました。今、研修の宿につきましても、利用していただいている方にノートを用意しまして書いていただいておりますが、書いておられる方はよかったということしか書いておりません。悪い方は多分もう二度と来ないぞということで書かないと思ひます。書かない方はそれだけでなく、ほぼ満足された方も書いてないかもしれません。しかし今、研修の宿で残っておるのは、皆さんよかった、おいしかったよ、朝食がおいしかったよ、夕食がおいしかったよ、よかったです。というノートし

か残ってません。ですから私としましては、皆さんのそういうご意見は当然あるけれども、逆に批判の声もあるのではないかと捉えております。そういうことでそのノートだけを100%信じるのではなく、もっとやはりかゆいところに手の届くようなサービスや、本来の目的、お客様のニーズをきちんと捉えることが大事であると思います。そういうことで、この評価システムというものについては、まだまだ言っても一番は利用者が少ないということで、1ヵ月のうちで4組か5組ですので、なかなかこれでは評価ができていくというのが現状であります。そういうことで、これについても、これから十分皆様からもご意見をいただいて、皆さんに愛される研修の宿に育てていかなければならないと考えております。

それと、水を砥部川にということをございます。これもやはり私もわかります。そういうことで第1期の工事では三角、麻生まで水が戻ってまいります。それ以降については、今のところ予定はございませんが、砥部川の水はそれから上流においては流れるだろうというようなご意見であります。そういうことで、やはり水と緑というのは心の安らぎの場でもありますし、私は必要であると思います。砥部川をきれいにすること、それがまた下流の重信川につながっていくというふうに考えております。そういうことで、この下水道の問題、意見がかみ合わないところもございますが、私なりの考えとしてご答弁をさせていただきました。土居議員さんのご意見についても私も十分に理解をしていきたいといひますか、お伺いをしたことを肝に銘じていきたいというふうに思ひます。そういうことで、この下水道につきましては、ぜひとも皆様のご協力をいただいて立派に仕上げたいと思ひております。その中で財政のこととか、その問題については細心の注意と努力をしてきちんとやりあげていきたいというふうに思ひておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

○議長（田室博志） 以上で土居美智子君の質問を終わります。3番 西岡章一君。

○3番（西岡章一） 3番西岡章一でございます。議長の許可をいただきましたので私から2点についてご質問させていただきます。まず、砥部町役場広田支所の2階有効利用についてお尋ねいたします。砥部町が誕生して早くも1年を迎えようとしています。砥部町役場広田支所は、職員が激減し、その上、休日はすべて閉庁となっております。住民から、役場が寂しくなったという声をよく聞くようになりました。まことに寂しい現況であります。また、合併後の各種会議等は、本庁で開催されていますので、広田支所2階はほとんど使用されていないのが現状であります。そこで、2階に健康増進を図るためのトレーニング施設、またミニ図書館、老人憩いの場である娯楽施設を設置してはと考へますが、町長のご所見をお伺ひします。

次に、町有地の上尾開発について質問いたします。旧広田村では、上尾の村有地11.2haを有効に利用しようと、昨年6月に上尾町有地開発検討委員会を設置し、検討業務の業者を選定いたしました。その後、6回の検討委員会を開催いたしまして、昨年12月に上尾村有地有効利用基本構想検討業務報告書が完成いたしました。この開発構想計画を地域審議会、新町につないでいきたいとの考へでありましたが、今年の3月の議員全員協議会で、残念ながら白紙となりました。その後、上尾の町有地開発について検

討をされているのか、町長のご所見をお伺いいたします。以上2点お願いします。

○町長（中村剛志） 西岡議員さんのご質問にお答えします。はじめに、広田支所2階の有効利用についてのご質問でございます。今おっしゃったとおり、広田支所は広田の役場でございます。ということで今までは各種会合が開かれ、そして村民の皆さんの集いの場でもあったと思います。そういうことでありましたが、今、合併をして使われているのは地域の会合くらいで、非常に少なくなったというふうに思っております。そういうことで町がちょっと寂しくなったというのは私も事実であろうと思っておりますし、これに変わるものと考えていかなければならないというふうに思っております。今、使っているのは申し上げますと、毎月の行政相談で行かせていただいております。それと、保育所や消防関係の会議等、そういうことでございまして、あとは地域の小さな集まりの会、そういうことでご利用をいただいております。この中で、支所機能を充実して、いかに住民サービスを整えていくかということを考えていかなければなりません。ということで、この庁舎、支所2階についてはこれから十分に検討したいと思っておりますが、まず広田地区の審議会を設けております。この会の中で皆さんともよくご相談をして、先程言われましたトレーニング施設とかミニ図書館とか、そしてまた健康づくりに使われるマッサージ器とかそういうものも含めて考えていきたいと思っております。いずれにしても広田地区の皆さんはいろいろな賑わいの場というのが少なくなってきております。そういうことで十分配慮した行政を私も進めていきたいというふうに思っておりますのでまた広田地区でご相談をされまして、審議委員会にもご提言をいただくようお願いをしたいと思います。

次に、ご質問の上尾峠にある町有地の開発の問題でございます。これは平成3年に旧広田村が購入して、利用方法をいろいろと検討されてきましたものでございます。合併の前年でございます平成16年の11月にもまた3つの提案がございました。この提案につきましても、私どもも引き継いでこれを見させていただきましたが、この問題につきましては、皆さんとご相談をして、これは現時点ではできない計画ではないかということで、元に戻させていただいたわけでございます。そういうことで、今の財政事情を考えますと、お金のかからない何か有効なことができないものかと考える段階でございまして、巨額の投資をして、ここに何を作ろうということはございません。そういうことで、これにつきましては、将来の問題としてご相談をしながら進めていきたいというふうに考えております。また、町民の皆さんからもいろいろなご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 西岡章一君。

○3番（西岡章一） 役場2階の有効利用ですが、このような施設を設置することによりまして、住民の体力の増強、健康の増進になりますので、また読書、囲碁、将棋、マージャン等、頭のスポーツにもなりまして、認知症の予防にもなりますし、また医療費の削減にもなると思っておりますので、是非お願いしたいと思っております。

上尾開発につきましては、住民の長年の希望でもありますので、地域活性化のためにも是非前向きに取り組んでいただきますようお願いいたします質問を終わります。

○議長（田室博志） 西岡章一君の質問を終わります。7番 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 7番井上洋一でございます。2点ほど質問したいと思っております。まず第1点目、バランスシート、貸借対照表の導入についてであります。議員に初当選した平成11年9月定例会でバランスシートの導入について質問いたしました。あれから6年が経過しました。今、なぜバランスシートなのか。政府の三位一体改革、行財政改革が進む中、地方自治体の財政事情は今後も厳しさを増すものと考えられます。私たちの新生砥部町も例外ではなく、子どもや孫の時代まで健全な財政運営をするために中長期的視点で考えるべきであります。そのためにもバランスシートを導入し、旧砥部町、旧広田村の財政を根本的に洗い直し、町民の負託に応えるべきであります。次に企業会計と行政会計の違いについて述べてみたいと思っております。1点目、バランスシートは、企業では損益計算書を中心に置く、発生主義会計と複式簿記であります。行政は、歳入と歳出の収支均衡を図りながら住民福祉の拡大を目的としている単年度主義会計、単式簿記であります。2点目、企業は、赤字で債務が重なれば倒産し、清算することになるのでその清算を前提として財務を運営しますが、行政には清算がありません。ただし、赤字が一定程度になれば再建団体として国の指導を受け、財政上の自主運営はできなくなります。3点目、また、企業は営利を目的としているのでコスト意識が強く働きますが、行政は営利が目的ではなく、住民福祉の拡大が目的でありますので投資と福祉効率を重視します。4点目、企業では、利潤追求のために投資をしますが、見込みが無いものについては、すぐにやめるということであり、行政は住民福祉の効率を短期間に判断することができないので、一旦投資を決定したものをすぐに取り消すことは困難であります。以上、述べましたように企業と行政ではその目的が違っていますので、財務会計作成の主眼点も違ってきます。企業の財務運営の長所を行政にも取り入れて分析しようということで、バランスシートの手法が必要になってきたと思っております。本年7月に旧砥部町、旧広田村の平成16年4月から12月までの9カ月間の決算について、11月には新町の平成17年1月から3月までの3カ月間の決算について、決算特別委員会で審査をいたしました。旧広田村分については旧砥部町との会計処理の違いもあり、わかりにくい部分が多々あったということであり、以上のような観点から、財政運営を分析するための1つの手段として、バランスシートの導入をすべきだと考えます。先程も申し上げましたが、自治体運営については民間企業と違い、コストベネフィットだけでは判断できない問題もありますが、総合的見地から中長期的展望による財政運営をすべきだと考えます。町長のご所見をお伺いします。

2点目であります。下水道事業に関する住民説明会を開催していただきたいということであり、平成2年度に下水道事業についての説明があり、15年が経過しました。資料によりますと、下水道は自然界の水の循環の中にあって清らかな水環境を創り出すうえでなくてはならないものになってきたということであり、すなわち、今日では毎日の生活や社会活動などによって排出される膨大な量の汚水は、自然の持つ浄化能力をはるかに超えてしまったということであり、砥部町議会においては、下水道整備事業特別委員会を設置して議論を重ねながら現在に至っております。平成16年6月

の計画では、目標年次、平成32年度であります。また事業費は236億円という大事業であります。いずれにしても、この大事業をするために、建設費について維持管理費について、また各家庭における受益者負担金、排水設備費用、下水道使用料など、町民皆様に説明してご理解をいただきたく説明会の開催をすべきだと考えます。町長のご所見をお伺いします。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えします。今、おっしゃられたとおり、企業と官庁とは違うなというのは私も感じておりますし、皆さんもわかっておられるのではないかと思います。企業というのは利潤の追求というのがまず第一にあります。そういうことで、企業では発生主義で経費がどれだけかかったか、まず損益計算書に記載されるわけでございます。そして、複式で帳簿もされております。また、役場に関しましてはどのようなふうになっているかと申しますと、単年度主義でございますので、予算をもらってそれを使っていくということで、収支のバランスがいつも取れているということでございますし、これは複式ではなく、単式の簿記ということになります。

そしてまた企業は、今おっしゃられましたように、コスト意識が非常に働きますので、いかにして会社をもたせて利潤を上げていくか、これが第一に考えられますし、役所においては、やはり住民福祉、そのサービスの拡大に努めていく、そしてまたありますのは、企業ももちろん長期的なことは考えておりますが、これでは会社がもたないということになれば、すぐにそのことをやめるということでございます。しかし官庁におきましては、やはり計画されたもの、それに沿って長くやっていかなければならないという面で企業と官庁の違いというのがそこらへんにあるのでございます。その中で、今、井上議員さんがバランスシートを官庁にも導入しなければならないというご指摘をいただきました。私もそのとおりであると思っております。徴税をはじめとして、皆さんからいただいたいろいろな資金、税金といえますか資金、これでどのような資産を作ったのか、例えば文化会館であり、美化センターであり、今度言われている公共下水道であり、そういうふうなもの。これに対してまた、我々役場の職員が、いろいろな皆様方の仕事をさせていただいております。俗に言う、役場の中で住民票を発行したり、いろいろな作業がたくさんございます。人件費にかかるところでございます。そういうのにどのくらいかかっているか。これはコストという問題になろうと思っております。そういうことで、町がどのような状態にあるかということを知民の皆様には知っていただかなければなりませんし、広報の中でも今、発表させていただいておりますが、よりわかりやすい発表方法をしていかなければならないと、私も日頃から職員と話し合っているところでございます。ということで、このバランスシートというのは、町の行政活動のうち、資産形成につながるものを表しますので、非常に皆様方にわかりやすいと思っております。そういうことで、このバランスシートの公表については、私もやっていかなければならないと思っております。これも、一度ご答弁をさせていただいて、まだできていないのかとお叱りを受けるものと思っておりますが、これにつきましても内部では一生懸命話し合いをしております。そして、わかりやすいことをきちんとするというので、バランスシートと行政コスト、これを合わせた資料を皆様方に公表していくということが、重要ではないかと

思っております。ということで、中長期的な展望に立った中で、このバランスシートと行政コストこの両面を皆様にわかりやすくしていかなければならないと考えております。

次に、公共下水道の問題でございますが、11月18日によりやく事業認可をいただきました。これから皆様方にご説明を申し上げていくわけでございます。議員の皆様といろいろ話した中で、前もって話すのが筋ではないかといういろいろなお話もいただきました。そういった中で、まだできるかどうかわからない時点で申し上げると、数字が先走りするのではないかというようなことも考えました。そういった中で、一応認可もいただきましたので、これからいろいろな資料を作りまして、皆様に説明をさせていただきたいと思っております。まず始めに、第1期工事の区間の方から、1月より説明をさせていただこうというふうに考えております。この下水道はなかなか規模が大きすぎるし、理解しにくいところがあるかもしれません。そういうことで、目に見えるような下水道の説明をするように、資料につきましてもよく検討をして、皆さんのほうに出させていいただきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。以上で、井上議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○7番（井上洋一） おおむね好意的な答弁であったとこちらは解釈しております。

質問書を21日に提出したその後、11月24日ですが、日本経済新聞にこのバランスシートの内容について一部報道されております。私も読んでみましたが、国の方のバランスシートですので、2003年度末で国が690兆円、地方を合わせる総合で840兆円になるという報道であります。当然、ご承知のように国のバランスシートですから、左側に資産で金融資産と非金融資産というわけ方をされております。右側は負債でありますので、同じであります。民間と違いますので、資産から負債を差し引いたものがマイナスの241兆円となっております。この提示の仕方でございますが、町ではまた違うようなやり方をされるであろうと思っておりますが、基本的には国のバランスシートのような方法でされるのではないかと思います。また、このバランスシートの内容ですが、数年間には人口の増減があらうかと思っております。その中で町民1人当たりの資産、負債、まあ言えば正味資産、民間で言えば資本の部分ですが、こういう推移がどういうふうになっていくかというのを見ていけば、正確に把握する事ができるであろうと思っております。また、一般的に言われております負債というのは、少なければ少ないほどよいという考えがあらうかと思っておりますが、私はそうではないと思っております。やはり住民サービスをするというのが市町村、まあ行政の役目でございますので、負債も償還できる範囲においては、借りておく必要があると私は考えております。なぜかと言いますと、現在、税金等を払っております我々世代もおりますけれども、将来の砥部町を背負っていく若者もおります。そのような若い者たちにも将来、税負担をしていただかなければならないと。ですからそういうものを引き継いでいくというのが行政であらうかと思っております。借金だけの問題ではなくて、やはりトータル的に将来を見据えて検討されていくべきであらうと思っております。また、正味資産いわば資本ですが、今後比率が高いようであったら、それは住民サービスという視点でやはり事業をすべきであらうと思っております。やはりこの

バランスは大切にしていかなければならないと思います。例えば一例でございますが、体育館の運営とかありますけれども、こういうのがその年の原価償却とか器具の購入とか、人件費、維持改修費、いろいろなことで成り立っていると思いますが、その総額を年間利用者数で割れば、利用者一人当たりのコストがわかります。そのコストを低く抑えるためには、利用者を多くした方がいいのか、また、人件費を抑えた方がいいのか、そのような問題が出てこようかと思えます。ですから、お金のことだけを言うんじゃないで、住民サービスも平行して考えながら、どちらがいいのかと、どちらがベターなのかということを議論するべきであろうと思えます。やはり、そういういろんな意味での財政面の分析をする1つの方法がバランスシートであって、これはあくまで目的ではありません。私は手段であろうと思えます。砥部町が将来、健全な財政運営をするための一つの分析する方法であります。古い資料で申し訳ありませんが、愛媛新聞の2000年、平成12年です。12月の新聞ですが、もう5年前です。愛媛県のバランスシートは、資産総額2兆4千億円です。うち90%の2兆2千億円が道路や橋や街路、公営住宅、高校などの有形固定資産です。負債総額は9,200億円。地方債の残高は7,500億円。県民1人当たりで換算しますと、資産が161万円、負債が61万円です。資料が古いので申し訳ありませんが、イメージ的には私たち県民1人当たりの資産が161万円で、負債が61万円ということになります。当然変動しておりますので、毎年変わっていくと思えます。これが県が発表したバランスシートであります。他の市町村のことはさておきますので、以上のことで導入をお願いしておきたいと思えます。あと1点だけ答弁をお願いしたいのは、基本的なプライマリーバランスの来年度予測はいくらくらいになるのかということをお聞きしておきたいと思えます。担当課で結構です。以上です。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今、ご質問いただきましたし、いろいろご説明いただきましてありがとうございます。やはり、一番重要な事は、資産、負債。負債が少ないからいいのではないということはあると思えます。これは健全なバランスが取れておれば私は必要なことでありますし、そこへ借金をしてもやらなければならない事業も当然あると思えます。そういうことで、よく民間ではキャッシュフローということでお金がうまく回るかどうかということをお求められております。私も今ご意見をいただいて町もよく考えて、民間で言うキャッシュフロー、お金がうまく回る、回転していくということも念頭において進めなければならないし、町民の皆さんが本当に望まれている事は、少々借金してもやらなければならない。しかし、まず、貸借のバランスが取れていること、それを考えて事業を進めていきたいと考えております。また、発表の形式につきましても、国、県の発表そしてまたご説明いただきました愛媛新聞の発表などは非常にわかりやすいと思えます。そういう点も職員とよく相談をして、皆さんにご説明を広報でさせていただきたいと思えます。あとの点につきましては、担当の課長よりご説明を申し上げます。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。



○監理財政課長（松下行吉） 井上議員さんのご質問、プライマリーバランスの件でございますが、今現在、私の方では手元に資料を持っておりませんので、調べて、後日いや後でお答えしたと思います。ただ、18年度の予算についてはですね。つい先日、要求が上がってきた状況で、要求額をまとめたに過ぎませんので、ちょっとお示しできないと思います。その点、ご理解いただけたらと思います。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 時間も12時に近づきましたので、このあたりでやめたいと思いますが、1点だけ。直接の問題ではございませんが、先日、身体障害者の方が、生きがい推進課のほうへ行かれました。私も運転で連れて行ったわけですが。簡単に言いますと、手帳を無くしましたので再公布をお願いしたいと。それは結局11月にされていたようでございますが、県のほうの申請もございまして、時間がかかったそうです。それはそれでいいんですが、その時に私はじっと黙って聞いていただけですから、何も関係ないんですが、職員の方がてきぱきと証明書を作ってください、その方にお渡しいただきました。何が言いたいかといいますと、身体障害者の方は、タクシーに乗ったり、バスに乗ったりする時に割引がありますので、それがないと健常者なみに運賃を取られるんだろうと思います。目に見えた身体障害者がいらっしゃっても、対応される方のほうがどのように対応されるかわかりませんので、その点は職員の方が機転を利かせてされていた模様で、これが住民サービスだろうと思います。やはり喜んでおられました。役場も一歩前進だなというお褒めの喜びの言葉でございましたので、これはいいことだなと思ってちょっと発言させていただきました。悪いことであれば言いませんけれど。皆さんあまり心配ないだろうと思いますので。これは皆さんのご指導のおかげであろうと思います。このような職員が増えるということは、砥部町の住民にとって喜ばしいことでもありますので、やはり見習っていただきたいと思います。住民の方は何が言いたいのかということを知っていただきたいと思います。障害者の方でございまして、言いにくいという部分が多くあるかと思いますが。特に健常者とは違いますので、そのへんをくみ取っていただきたいと思います。余分なことではございましたが、これで質問を終わります。

○議長（田室博志） 井上洋一君の質問を終わります。ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。再開は午後1時の予定です。

休憩 午前11時53分

再開 午後 0時58分

○議長（田室博志） 再開をします。先程の井上洋一議員の質問の中で、プライマリーバランスについて質問がありました。松下監財課長の答弁を求めます。

○監理財政課長（松下行吉） 先程は失礼しました。井上洋一議員さんのプライマリーバランスについてのご質問にお答えいたします。基礎的財政収支、いわゆる歳入から借入れがあったものを除き、歳出から元利償還金を引いた、その差し引きの額になるのか

と思いますが、普通会計で16年度でいきますと、10億1,900万円ほどの歳入の増になります。なお、17年度につきましては決算が出ておりませんので、予算段階ではどうしても繰り入れ等の部分を満額入れませんから、プライマリーバランス自体はマイナスの方になる傾向がございます。ということで、17年度は見込みでございますけれども、6億3,600万円ほどのマイナスということになります。ただ、これは要因等もございまして、財政調整基金の取り崩しをしていないとか、決算段階になりますと、余剰金として歳出は小さくなっていくわけですが、これをみておりませんので、マイナス要因が多く働いておるとご理解いただけたらと思います。以上です。

○議長（田室博志） それでは一般質問を続けます。18番 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 18番三谷でございます。午前中には本当に内容の濃い一般質問でございまして、お腹が大きくなりましてから、極めて内容の低い質問になろうかと思いますが、これも私の知能の程度でございますので、お許しをいただければと思います。朝ほど、町長が9月11日の選挙では大変、小泉内閣が大勝しましたよということでは言われました。その中にひずみも生じてきておるといふうに言われましたが、ご案内のように、今日本を取り巻く外国、特に東南アジア近隣諸国においては、平和憲法の9条について非常に敏感になっております。こういう環境の中であって、ある尊敬する学者の先生は、いわゆるドイツのヒトラーが誕生する状態と非常に似ている危険な状態だと言われました。この中でも戦争を体験している人はおりませんが、私が小学校2年の折に終戦を迎えまして、そういう中であって、憲法9条の重み、戦争をしない重みというものを若干ながら経験している一人でございます。この憲法9条というのは自民党の元官房長官である後藤田先生が、いかなる理由があろうとも9条と2項は守らなければならないと、また現職当時、野中先生もそのように言われました。古賀誠さんもそのように言われて、自民党の中にも憲法9条を尊敬しなければならないと、これが国外からは自主憲法でないと言われますけれど、100歩譲って自主憲法でなくても、そういう世界に冠たる憲法があるということは、我々国民の自慢のひとつでもありました。これが、今の時点になって、若干崩れようとしている今日、ご案内のように国内においては、あの抵抗力のない小さな子どもが、いとも簡単に殺されて放置される。私たちが毎日開く新聞は、本当に家族の悲しみを考えると想像を絶するような事件が毎日出ております。信頼をして建てたマイホーム、これがいわゆる建築基準法に合わないようなものであった。入った人は本当に残念なという言葉では言い表せないと思います。質問前の余談になりますけれども、あの憲法9条については、来年の1月14日、ここの隣で映画会をやりますので、どうか憲法9条は国際的にどういう目で見られているかということを上映の際お越しをいただいて、ご理解を賜るとなご一層、私どもとして嬉しく思いますので、駄弁でございますが申し上げておきたいと思っております。さて、通告いたしておりました一般質問についてお尋ねをいたします。ご案内のように、この公共下水道については、きれいな水を作るといふ点については誰も反対する者はありません。これには賛成でございます。しかし、意識改革ということをよく言われておまして、まずこの事業をするためには何が一番大切か、それは利用する皆さんに本当に理解をしてもら

う、まず第一歩は議会が理解し、住民の皆様にも理解していただく事が、将来のこの企業の成功につながっていくものだと思います。そういう観点から、いろいろ住民の皆さんから私どもに質問されました。残念ながら私には答えるほどの能力がございません。いろいろな皆さんの問い合わせを要約してみました。そして、その中に当てはまるのではなかろうか、そして各地域を回った時にこういう意見はおそらく出ようと思いますし、そういうことを含めてお尋ねしたいのが1点。第2点には、上下水道の一本化についてお尋ねをしたいと思うのでございます。まず、物事の起業を始める折には、経営計画、そしてその経営には財源計画というものが必ずセットで動かなければ企業は成り立たないのでございます。そこで、この経営をする上において、まず、明確ないわゆる経営目標、都市計画区域だけで結構ですよ、それを1つお願いするのと、安定的な資金の確保はどのように考えているのか。3点目、適切な下水道の使用料の設定はどうするか。そして第4点目、これが経営を大きく左右します接続の徹底。そして5番目に、多角経営による収入の確保はできないのかということ。6番目、いかにコストを軽減するかという具体的なもの。そして7番目には企業会計の導入、経営の公開と透明性を図る、いわゆる事業団が言うておりますようにこの公共下水道を開始する時に法適化をなさいと言っておりますが、この法適化はいつ議会に提出する予定ですか、お尋ねもしたいと思います。次に、先に申しましたように、それに対する財源はどこからいただくのかという点についてお尋ねいたします。建設費負担割合、補助対象事業はどれか、国と地方の負担区分、国費ですね。地方債はどのようにして計上していくのか。そして5番目には受益者負担金でございしますが、これは地方税法702条、これについては税務課長にお願いします。都市計画法の75条については公共下水道課長にお願いいたします。この2つの条例の中で、意義目的、根拠法令、賦課客体、賦課の手続き、賦課額の算出方法、そして滞納処分についてお伺いしたいと思います。次に消費税でございしますが、ご案内のように、一般会計から繰り入れられますものは、すべて企業に入れますから、これは消費税の対象になります。そこで、消費税について特定収入につく課税、これは本当に難しい計算様式がございしますが、ここらあたりは専門的な人間が1人はいなくてはいけないんじゃないかと思いますが、これらについてお尋ねいたします。またもう1つ、私の記憶がもし間違っておったら答弁の必要もございませんが、平成12年度において、都市計画区域の公共下水道をやろうというときに、確か調査費というのを計上したと思いますがね。間違えておったらごめんなさいよ。その中に、環境について影響はどういうものかという調査がなされていたかと思いますが、町長、見たことなければそれでいいんですよ。見た事がないというので。もしあるならば、なぜ議員に環境調査の結果を12年に調査しておるのに公表しなかったのかという点をお尋ねいたしたいと思います。なぜ、環境調査をお尋ねするかと申しますと、いわゆる砥部町は地質が一番複雑な地質でございまして、同じ地質の中に管があれば、震度5は耐えられるんです。しかし、地質が若干変わりますと、震度5とその地質の違いによって管が破裂するのでございます。これが一番怖いのは、特殊な例が、砥部町では我々が使う飲料水の周辺にその配管をしたときに、それが漏れた時には漏れてもすぐにはわかりません。こう

いう環境の中であって、非常に厳しい選択を迫られると、工事費も普通の工事ではなく、かなりアップしてくると思います。そしてもう1点は、この環境の中で、ご案内のように麻生小学校の中で1m70cm言いますか、私の背の高さよりちょっと高いところに掘削していきますと、予想されるのは、あそこは埋蔵文化財の埋設がかなり多い地帯でございます。これをやりますとかなりの経費も要りますし、時間もかかります。これらは既にその環境調査の中で調査をされているのかお尋ねいたします。そして次に、上下水道の一本化についてお尋ねいたします。上下水道一本化はいろいろな経営効率化につながると思うのでございまして、全国的にも上水道、下水道は一本化の中で経営されておりますが、一本化が必要であると思っておりますが、町長にお伺いいたしまして、大変取りとめのないお話をいたしましたけれども、どうぞ聞き上手な町長が私の意図するところを含み、砥部町民にわかりやすくご説明をしていただければ、私も一般質問した効果がより一層増すと思っております。どうもありがとうございました。終わります。

○町長（中村剛志） 今、三谷議員から公共下水道の経営、そして財政そしてまた、上下水道の一本化、本当に詳しくいろいろな面でご質問いただきました。私もまだまだ勉強ができてない部分もございまして、担当の課を通じて足りない部分については答弁をさせていただきたいと思っております。まず、公共下水道の経営と財政についてですが、これは今朝からもずっとお話を申し上げておりますように、非常に重要な問題でございます。下水道自体は本当であれば独立会計で、企業会計で収支のバランスが取れるというのが理想であるということは、間違いのない事実でございますし、下水道事業は使用料収入をもって経費を賄うという独立採算が原則となっていることは理解をいたしております。しかし、現実に他の市町村、先行されておるところをみると、なかなかそれが難しい問題であるというふうに見させていただいております。そしてまた、下水道経営を行っていくに当たっては、企業であってもやはり、これからの見通し、どのように財源を持っていったらどのようにやるか、そしてどのような収支になるかということも、もちろん大切なこととございます。その中で我々が、この下水道計画を非常に長いスパンの中で、収支のバランスが取れるというようなことで、計画をさせていただいて、数字を出させていただいております。先程も申しましたように、20年後、30年後、この計画のとおり進むのかということとそれについては、私もまだわからないという状況でございますが、一応60年のスパンで考えての指標を出させていただいているところでございます。まず、下水道経営を行っていく中で、申し上げました計画、建設、それともうひとつは建設の中でも大事なものは、やはりいかにコストを下げっていくかというのが大切ではないかと思っておりますし、そしてまた、効率的な維持管理をしていくことが必要であると思っております。そういうことで、今後、この計画を進めるにあたりましては、その点に十分注意をしまして、進めていきたいと思っております。本町の下水道財政計画は、第5次下水道財政研究委員会の提言に基づきまして、ご承知のとおり整備期間が30年、起債償還の30年との60年間で、収支のバランスが取れるようにしているものでございます。これを実施していく中で、やはり適正な下水道使用料とそして受益者負担金を設定しなければなりません。それによって下水道財政の健全化に努めていけると思っております。

おります。また、それと重要なのは、先程もお話いただきましたように、多くの方に入  
っていただくという加入率の問題もございます。これにつきましても、一生懸命努力を  
して、予定地域の皆様には全員に入っていただくように努めていきたいというふうに考  
えております。下水道事業というのは、収入になるのは下水道の使用料だけでございま  
す。そういうことで、これからこの使用料を上げるということは、やはり加入者の増進  
しかないというふうに思っております。特に下水道事業の収入は使用料だけであること  
から、この収入を上げるためには、下水道に接続していただかなければなりませんので、  
接続率の向上に向け啓発の徹底に努めてまいりたいと考えています。そしてまた、次に  
資金の問題でございますが、これは非常に厳しい中で、政府からもいろいろな財源が削  
られていく中でやらなければなりません。安定的な資金の確保というのは、大変な問題  
であると思っておりますし、先程、三谷さんも言われましたように、新たな収入の確保をす  
るにはどのようにしたらいいか、そしてまたお話もいただきましたが、その下水道処理場  
の用地の上をいろいろなものに使うとか、そういう面についても考えていかなければな  
らなと思います。なかなか他に収入を求めるといのは、この時代で大変厳しいこと  
であると思っております。そしてもうひとつは、先般も農林の銚子ダム の借入金を返済  
させていただきました。借り換えをしたわけでございますが、やはりその当時の6%と  
いうのが1%ということで、これは金利も大事な問題でありますので、金利のより安い  
資金を調達するというのも、私どもにとっては重要なことではないかと思っております。  
そういうことで、この資金を確保することについては、これからもいろいろと研究をし  
ていかなければならないと思っておりますし、新たな収入確保についても、いろいろお  
知恵をいただきながら、やっていきたいというふうに思っております。やはり下水道事  
業というのは公営企業でございますので、先程から再々申し上げておりますように、で  
きるだけバランスが取れるように、赤字が出ないようにやっていかなければなりません。  
そして、方法については、先程申しましたように、建設費を圧縮していくとか、これか  
らやっていく事業の中で、どのようにすれば、より少ない費用でより効果が出るかとい  
うことを考えていかなければならないと思っております。非常にこれからの経理をやっ  
ていく中で、この問題については難しい問題になると思っておりますが、正面から向かっ  
ていろいろなところでいろいろなお知恵をいただきながら進めていきたいと思ってお  
ります。また、総務省において今、この経理システムについて研究をされているようでござ  
いますので、砥部町もこの経理システムがはつきりしました時点で、ぜひとも導入させ  
ていただいて、この経理システム、会計システムをもって事業に役立てていきたいとい  
うふうに思っております。そして、先程の財源の中での補助対象事業ですが、国費が約  
50%、地方債いわゆる起債が45%、町費が5%になっており、町費には受益者負担  
金を含んでおります。なお、起債の元利償還の50%が地方交付税の算定基礎である、  
基準財政需要額に参入され、交付税措置されることになっております。そして、使用開  
始をしている自治体は、下水道の整備によって利益を受ける方々から費用の一部を負担  
していただくため、受益者負担金や都市計画税を徴収しております。本町においては、  
多くの自治体で実施されている都市計画法に基づく受益者負担金制度を採用したいと

考えております。そして平成12年に行われました環境調査について、私も実は見ておりませんので、これについても早急に見せていただいて、よく理解を深めていきたいと思っております。次に上下水道一本化についてでございますが、議員さんご指摘のとおり、事業の効率化と経費削減等を図るため、既に上水道部門と下水道部門を合わせて上下水道課を設置している自治体も他にもよく見受けられます。下水道使用料金は、水道使用料の基準にもなりますので、一本化できれば、経営及び組織の効率化が図れるものと前向きに検討してまいりたいと考えております。河川等の公共用水域の水質悪化は、戦後60年の間、我々の生活様式を豊かにしながら、河川に対する対策を講じてこなかったことに問題があると思います。使った水をきれいにして川に返すことは、我々の責務であり、財政が難しいからといって放置すべきことではないと考えております。他のことを多少我慢してでも、下水道事業は実現しなければならないというのは三谷議員さんも同じであると思います。その手始めとして、まず第1期事業計画区域についてはきちんとやって、第2期の時にあとをどのように整備するかそういうことをまた考えていきたいと思っております。以上で三谷議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（田室博志） 武智税務課長。

○政務課長（武智充吉） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。地方税法の第702条の件でございますが、これは目的税の都市計画税のことが書かれております。702条には、都市計画法に基づいて行う都市計画事業に要する費用に充てるため、都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができるということになっております。702条の4で、都市計画税の税率は100分の0.3を超えることができないということになっております。702条の7では、都市計画税の納期は4月、7月、12月、2月中において、当該市町村が条例で定めるということになっております。702条の8でございますが、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収と合わせて行うものとする、ということございまして、滞納処分、また延滞金の徴収等は当然できるものと考えております。なお、愛媛県内で都市計画税を導入しておりますのは、新居浜市と八幡浜市の2市でございます。以上でございます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。受益者負担金でございますが、公共下水道といいますのは、道路や公園などの他の公共施設とは違いまして、公共下水道の整備された区域の方のみが利益を受ける施設でございます。整備によりまして、土地の価値が増加するために利益を受ける方に、建設費の一部を負担していただくというのが、この受益者負担金でございます。受益者負担金につきましては、都市計画法第75条によりまして、国、都道府県、市町村は都市計画事業によって著しく利益を受けたものがあるときは、その利益を受けた限度において、当該事業に要する費用の一部を当該利益を受けるものに負担させることができるという規定によりまして、市町村の条例によりまして、負担金の徴収を受ける方の範囲、それと徴

収の方法について定め、徴収をされておりまして、ほとんどの都市で採用されているものでございます。それで、市街化調整区域と都市計画区域外につきましては、都市計画事業として行われませんので、地方自治法第224条を根拠といたしまして、分担金制度を採用されているものでございます。負担金の対象となる土地は、下水道整備区域内にある土地でございます。負担金の金額の算出方法でございますが、下水道事業費の一部を徴収対象土地の面積で割りまして、算出されることになっております。従いまして、1㎡あたりの負担金が決められまして、所有する土地面積に応じて負担していただくものでございまして、1回限り徴収されるものでございます。負担金の納付方法でございますが、供用が開始された時点で納付していただくことになっておるものでございまして、3年から5年の分割納付が多いようでございます。延滞金の加算権はあるわけでございますが、義務ではないということになっております。以上でございます。いえ、失礼しました。平成12年に処理場の位置が三角地区から八倉地区に変わりました。環境影響評価に近い調査を行いました。これは、下水道が10万人以上の場合は、環境影響評価が義務付けられておるわけでございますが、処理場の位置が変わったということで、町独自でさせていただきます。その内容といたしましては、処理場の周辺における工事騒音でありますとか、粉塵、それとか処理場が建設された後の景観、臭気の問題、いろいろなものを調査したものでございまして、地質については実施していないものでございます。もう1点、埋蔵文化財の件でございますが、本町におきましては、議員さんが言われましたように、埋蔵文化財の包蔵地が各地区に分地をしておりまして、麻生校区におきましては、かなりの範囲が包蔵地として指定をされておるわけでございます。包蔵地内で工事を行う場合につきましては、県の教育委員会に事前の届出をする必要がございます。愛媛県の教育委員会におきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準というのが示されておりまして、下水道工事の場合は掘削幅が約1mで狭いことから、通常の発掘調査ができないということで、遺物等が出土した場合につきましては、その場所を教育委員会が記録保存を行うという指導をいただいております。ただ、重要な埋蔵文化財が出土した場合につきましては、県の教育委員会の指導を受けて対応しなければならないということでございます。それと、先程、消費税のお話でございますが、消費税の納付額といいますのは、課税売上げにかかる消費税から課税仕入れに係る消費税を差し引いて算出されるということでございます。下水道につきましては、課税売上げにあたるものが、使用料収入でございまして、課税仕入れにあたるものが工事費となるものでございます。使用料収入に対しまして、工事費が大きい場合は、消費税が戻ってくるものになるものでございます。ただ、補助金でありますとか、他会計からの繰入金といいますのは、議員さんも言われましたように特定収入として、この収入にも消費税が含まれておるということで調整して差し引くことになっております。ここで、仮に下水道の供用開始前に消費税を含めて1億500万円の工事をした場合、使用料収入はゼロでございますから、500万円の消費税が還付する対象になるわけでございますが、補助金や繰入金を財源にしている場合には、この分、いわゆる特定収入の中にも消費税が含まれておりますので、この分の調整が必要になってきており

まして、この分を計算から差し引いて、還付額が確定されることとなっております。実際の計算は調整の仕方が非常に複雑でございまして、事業を実施いたしました段階では、税務署の指導をいただきながら慎重に対処していきたいと考えているものでございます。以上でございます。

○議長（田室博志） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 今、税務課長さんと下水道課長さんから、いわゆる同じ目的の税について説明がございました。私の聞き間違いかもしれませんが、町長は都市計画税を採用すると言われたんか、それならそれでいいんです。都市計画税でいくのはいいんです。都市計画税でございまして、いわゆる土地でだいたい250万円くらい、現在課税されておるそうでございます。計画区域ですよ。家屋とその家になりますと、かなりの金額になるであろうと。これはもう一般財源でそこに使えるんですから、公共下水道に使えるんですから、ありがたい。ご協力をいただけるのであればありがたいお金だと私は思っております。ただ、この都市計画の中で、一方では総務省関係では、やれやれというし、片一方では取るなとこういうし、省内においてもそういうあれがでておりますけれども、これから都市計画税一本でいこうではないかという意見も出ておるようでございますけれども、まだ決定されておるものではない。そこで、先程お話がございましたように、もう申請をしますと、申請をしたら、それに対するお金は今いたしましたように、国なんぼというここまでは前にも出していただきました。その次の計画というものはこうしたらいいですよと、大きな変わりがなくても5年、7年のスパンで。これ、来年になったらいわゆる収入も減ります。税は増税します。非常に複雑な中で検討するのは大変でしょう。しかし、概ね私たちはこういうスパンでいきたいんですと、ここら上下するかもしれませんよというものを皆さんに提示して、理解してもらう、これが意識改革の第一歩、まず、議員に住民の方に理解してもらおうということが一番であると思うのでございます。先程、都市計画のお話が出ましたけど、ご案内のように都市計画というものは、住民が要求して、私どもの土地を都市計画区域に入れてくださいと行って作ったものではないんですね。あれは。町がそこを規制したんです。規制とは、事業と規制によってその環境を守ります。しかし、その環境は地価が上がりますよと、だからこういう税をくださいということが成り立ってくるんだと思いますけれども。税の選択は私たちがやることではございませんし、理事者が提出して初めて私たちが審議することだと思いますが、聞き間違いであれば、それでかまわないんですが。それと次に、なぜ私が消費税の話をするかという、全国的にですね。秋田県なんかはある町村で9億8千万円申告漏れです。重加算税はとられる、追徴金はとられるしでね。だからこの特定収入あるいは、消費税というのは極めて難しい。私も、あと幾ばくもない議員生活やけん。こんなこと知らんでもいいと思うんですけど、でも、やっぱり出てくるとやらずにおれない。特定収入っていうのを整理するたび、なんとわかりにくいものか。消費税の算定法については、消費税法、消費税法施行令、消費税法基本通達などが規定される。百姓しよる私たちは、どれを読んだらいいんかわかんくらい難しいですね。ですからやっぱりそれが元でこんなふうには8億円もの申告漏れがあったりする



わけです。ですから、ここはやっぱり知恵のある職員の方々でございまして、還付漏れがあったり、また申告漏れがあったり、追徴を受けないようにしていただきたいというのが私の望むところでございます。今の点は町長。聞き間違いかもしれませんが。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま、砥部町は受益者負担金制度を採用するのか、都市計画税制度を採用するのかというご質問をいただいたかと思いますが、砥部町として、今検討しておりますのは、受益者負担金制度でございます。そういうことで、そちらの方向で今検討しておりますので答弁とさせていただきます。それと、5年間くらいのスパンというのは、正確に出てこなければならぬと私も思います。1年1年、交付税等がどのように変わるとかということは、予測といいますか、確実なことは決まっておりますが、できるだけ正確にそういう計画を立てていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 三谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。地方公営企業法の適用を受ける時期がいつかというご質問でございますが、先程、町長も答弁させていただきましたように、総務省の方で、現在公営企業会計の基準について検討されておるといことで、その会計システムが確立された時点で、検討させていただいたと思うんですが、先進事例でみますと、基本的には供用開始する段階が一番スムーズにいくというふうに聞いておりますので、そのへんを担当としましては基準とさせていただきますと考えております。

○議長（田室博志） 三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 先程、環境の話の中で出ましたように、ちょうど我々が使っておる飲料水を吸い上げている域をどうせ管が通るんですね。そのときに管がいわゆる砥部の土質からして、いろいろな地震の折に、目に見えない亀裂があったときにそれから漏水するんですね。これは飲んでからわかるんです。まあ、検査の段階でわかることもありましようけれども、そのような特殊な事情の中において、どのようにそれを未然に防いでいくんですか。そのためには、いわゆる上下水道の一本化も必要でないですかということを言ってるわけでございますが、そりゃ技術的なことをあなたに聞いたってすぐにはわからんでしょうが、それだけはきちんと守ってもらわなかったら、いつの間にやら混ざっておったでは困りますから。工法的にはこれはかなりの金がかかると思うんです。しかし、飲料水が通っておるとい事実だけは忘れないでください。以上。

○議長（田室博志） 答弁はいいですか。以上で三谷喜好君の質問を終わります。5番中村茂君。

○5番（中村茂） 5番、中村茂でございます。12月度にふさわしい緊迫した質問が展開された中で、私は生活に密着した質問をさせていただきます。まず、栄養教諭について質問させていただきます。昨年の通常国会における、学校教育法等の一部を改正する法律の成立を受け、学校の栄養士が教員免許を取得して食に関する指導を行う、栄養教諭制度が今年4月からスタートしました。この制度を導入するかどうかは、都道府

県教育委員会の判断に委ねられていますが、今年4月1日に全国で初めて福井県と高知県で15人の栄養教諭の発令が行われました。愛媛県においても、今年6月県議会で取り上げられて、県教育委員より来年度から導入する予定との答弁があり、この夏に免許取得に必要な単位取得の認定講習会を実施しています。この制度発足の背景には、朝食をとらないなど食習慣の乱れや肥満の増加、逆に過剰なダイエットに走るこどもの増加、食物アレルギーなど食生活を取り巻く環境の変化が挙げられます。こうした中で栄養教諭の配置は、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などの食の自己管理能力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることを目的にしています。現在、小中学生の13%に糖尿病や高脂血症、肥満などの生活習慣病が見られ、そして成人後もそのまま生活習慣病になる危険性をはらんでいるといわれています。一方で食や栄養の知識を持たない大人も増えて、家庭で食や栄養について話したり、身につけたりする機会が減っているのも事実であります。この栄養教諭の配置については、各教育委員会の判断に委ねられていますが、砥部町においても現在の子どもたちを取り巻く食環境を考えた時、また食に対する認識を深めさせるためにも、栄養教諭の配置はぜひ必要であると思っておりますが、町長のご所見をお伺いしまして私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問でございます。本当に現実的な問題で、小中学生で13%にも及ぶ生活習慣病の方がいらっしゃることにびっくりいたしました。これも本当に是正をしていかなければならないと思っております。この分野につきましては、教育長から詳しく答弁させたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○教育長（佐野弘明） 教育関係の問題ということで私の方からお答えをいたします。食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で朝食をとらない等、子どもの食生活の乱れが問題となっております。子供が将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方について正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく食の自己管理能力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることが必要となっておりますのは、中村議員さんのご指摘のとおりであると思っております。このような中で、本年6月に食育基本法が制定をされました。国民の責務として生涯にわたり健全な食生活の実現に努め、食育の推進に寄与するよう努めるものと定められております。現在、学校では栄養職員が学校給食の栄養や管理衛生業務を担っておるわけでございます。このたび、先程申し上げました、制度化されました栄養教諭は、教育者としての資質も身につけ、学級担任や教科担任と連携して、子どもたちに食に関する指導を行うとともに、学校給食の管理も一体的に行う、そういうことで教育上の高い相乗効果をもたらすものと期待されております。このため、県教育委員会におきましても、先程ご説明がありましたように、学校栄養職員が栄養教諭の免許を取得できるようにということで、今年の夏休みから愛媛大学等のご協力によりまして、免許取得講座を開設しております。そして免許を取得された方の教諭としての採用は、来年度以降、段階的に実施する計画と聞いております。ご存知のとおり、公立学校の栄養教諭は、県費負担教職員でありますので、町単独でというのは難しい事情がございます。本町にも早く配置されるよう、

県教育委員会へ強く要望してまいりたいと考えております。以上で、中村議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 中村茂君。

○5番（中村茂） 先程からもお話ありましたように、食の偏りが多い今の子どもたちの時代でございまして、朝食を作らないお母さんがいらっしゃる。従って食べてこない子どもがおる。こういうことですね。どんどん偏っていく。そういう親の背中を見て育った子どもはまた朝食を作らないと。こういうことですね。大変なひとつの社会現象となって子どもたちが偏ってしまうという状況でございます。私の知っている人でも、4歳でインシュリンを打たなければならないということで、一生涯インシュリンを打たなければならない。4歳からですね。そういう子どもがおると。小さい頃からいっぱいお菓子を食べさせて、どんどん太っちゃってですね。それが糖尿病となってインシュリンを打っているとそういう事例も私も確認しております。また、野菜を食べない子どもが多いそうですね。食のアレルギーといいますか、偏食といいますか、嫌だというか。そういうことでバランスの取れた栄養を取る習慣とか、話し合いとかをする家庭が減ってきておると。これを成すのが栄養教諭ではないかこのように思います。また、子どもとお母さんたちが一緒になって、この食のバランスを取れる勉強会をしていく。そして食べなきゃだめなんだと子どもたちに知識を付けさせなければいかんこのように思います。また、ある子は幼稚園だそうですね、便秘ですね。3日間も4日間も出ないでパンパンにお腹が張って痛いんで、医者に駆けつけて行って、浣腸で便を出してやっと楽になったとそういう例も現実に聞いておりますので、今後、大変危険な状況もすべてとはいいませんが、そういうバランスを考えたひとつの食生活について、考える必要があると思います。県も地方から教育委員会が申請していないと補助もできないというので、そういう声をね。あげていかなければいかんのではないかと思います。是非そういう栄養教諭を砥部町において作っていただいてどんどん食を変えていく必要があるのではないかとこのように思います。答弁はいりません。以上で終わります。

○議長（田室博志） 中村茂君の質問を終わります。17番 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 17番玉井でございます。まちづくりは住民参加でという題名より一般質問いたします。内閣経済総合研究所が昨年9月～12月に、人口20万人未満の2,996市町村を対象に行ったアンケート調査で、目標とする自治体のトップに選ばれたのが、北海道のニセコ町です。ニセコ町の人口4,600人ですが、昨年の観光客は150万人にもものぼり、ここ10年間で、おおよそ20万人ほど増加していることについては、先程の研修報告で述べましたとおりでございます。その中で、住民自治、住民参加などという言葉が、あちこちから聞かれるようになりました。しかし、これまで行政が主体となってまちづくりを進めることは、容易ではありません。ニセコ町は、全国で最初に、住民主体のまちづくりを条例化し、地域の魅力を官民一体となって高めています。総務文教常任委員会も研修に行き、私はこれぞ行政だと痛感し、目からうろこが落ちている次第でございます。今後、砥部町に求められている行政と住民の姿をと

もに検証し、以下、町長のお考えをお伺い致します。11年前に町長に就任した逢坂誠二氏は、35歳で役場職員から町長に立候補、現職を破って当選され、現在は先の総選挙で当選され衆議院議員です。研修会で強調されたのが、ニセコ町町づくり基本条例です。まちづくりの2大原則は、情報共有と住民参加からなり、情報共有のまちづくりの原則は、私たち町民が情報を共有することを基本に進めなければならない。情報公開条例前文には、個人の知る権利を保証するとともに、町の説明責任を明らかにし、公正でわかりやすいまちづくりを推進する。また町民の権利は、町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。町の責務は、説明責任、情報の収集および管理など。住民参加の原則は、町は、町の仕事の企画案、実施および評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。町民の権利としては、わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。そして、未成年の町民の権利として、満20才未満の青少年および子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。町の責務は、公正かつ誠実な町政の執行で、町職員はまちづくり専門スタッフ、附属機関、審議会などへの公募委員配置、意見・要望・苦情などへの応答義務。町民の責務は、わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任をもたなければならないとして、住むことが誇りに思えるまちづくりのため、実践の積み重ねによる基本概念の達成を目指しています。その中身をいくつか申し上げますと、まず、文書管理でございますが、これは住民の共有財産である職員異動の際、便利であるとして、文書管理が即時検索性と他者検索性を維持することであり、文書の私物化を徹底的に排除し、文書を共有化することで職員が文書の検索に費やす時間を大幅に減らすため、行政コストの大幅な削減にも資しているといわれております。それから、予算説明書でございますが、もっと知りたいことしの仕事として、町の予算は本来、住民のものであり、行政は毎年度の予算、財政状況についても町の借金や貯金の額、町長や職員の給料を掲載し、町にとって都合のよいことだけでなく、悪い部分も隠さず掲載し、行政用語を使わず、住民にわかりやすくお知らせするために、平成7年から作成し、町内全世帯に配布しています。予算内容を中学生か、高校生ぐらいだと、わかるぐらいに翻訳しています。予算説明書の費用は、17年度予算額111万円です。2,500部発行し、そのうち1,915戸が全家庭でございます。1冊当たり約370円。町民以外の希望者に一部千円で観光協会が販売しています。次に、まちづくり町民講座についてですが、役場の担当課長などが講師になって、住民に自分の担当分野の現状や課題について議論する場でございます。役割は、2つあり、1つは、町の将来に向かっての課題を住民と行政がともに考える場。もう1つは、職員が自分の仕事について住民にわかりやすく説明する力、対話する姿勢、意見をまとめる能力を養う研修の場であります。平成17年度開催は10回が予定され、予算額は16万円です。他に職員が地方、大学等に出た講師活動および他の企業からの講師を呼び学習をしています。また、まちづくりトークとして、住民がグループで町長と懇談したい場合に利用できる制度。5人程度の住民が集まれば、住民が指定する場所に町長や担当部署の職員が訪問する。少人数で

の意見交換により、濃密な情報共有、住民参加が期待できる場となっています。実績といたしまして、平成7年2月から今日まで70回開催され、延べ670人の参加をみております。それと、まちづくり委員会としまして、住民がまちづくりに積極的に関わっていくことを目指し、平成13年度から行っている取り組み。委員は住民から公募した5人と、町長指名の5人。計10人が2年間の任期を務める。活動は年3、4回です。

そして、何か大型事業をやるときには、メンバーを指名しないで、自由に議論してもらえる場を必ず設けています。その他、ふるさとづくり寄付条例というのは、近年、ニセコのまちづくりに共感した町外在住者から、ニセコ町を支援しようとする声が聞かれるようになってきました。また、自分の税金などを自らが関心を寄せる政策に使ってもらいたいという潜在的ニーズも少なくなかった。これまでそれらの希望に応える受け皿が不十分であったため、これに対応するひとつの方策として、本条例を平成16年9月に制定しました。個人・団体の寄付は、ニセコ町ふるさとづくり基金として町が重点的に進める事業を5つの分野に分け、寄付者はその分野を自ら選んで寄付する仕組みになっています。寄付受領実績は、平成16年9月～17年5月末まで45件で135万5千円の実績をあげております。最後に、学習交流センターとして、図書館機能と情報公開に対応した公文書の保管、開示場所の機能を併設。運営は町民のみなさんによる任意団体あそぶっくの会で会員数61名が行っております。日常の貸し出し等は、有償ボランティアの会員が行い、図書整理やイベントについては、すべての会員が役割分担し、参加しています。住民組織が運営を行うことにより、柔軟かつ住民の目線に立った運営と、人件費などのコスト削減につながっています。次にニセコビュープラザ直売所というのがございました。ニセコの農産物、特産物を販売する棟は本施設の目玉です。当初は100円ショップ無人直売から始まり、屋根のみの施設内で夏季のみ、町内の農家20数戸が野菜などの無人直売を行っていました。以後、年々来場者の増加に合わせて施設も拡大し、現在は農家をはじめとした60戸と軽食コーナー5戸が通年営業しています。直売所に参加する農家等は、平成10年から直売会を組織し、入会者決定や来場者への対応などについて独自の決まりを設けています。また、農産物の直売コーナーには、会員が毎日当番で常駐し、商品説明を行いながら消費者ニーズを把握し、顧客満足度の向上に役立てています。年間売上高は2億200万円、平成16年度でございます。直売会運営経費は、各会員が売上げの12%を会に納入。商品説明員の配置数は常時2人でございます。直売所のメリットは、在庫をもたずにすむこと、また生産者の自主的組織であること、生産者の顔が見える販売。最後に、ニセコリゾート観光協会がございました。ニセコ町では、農業や商業、観光がそれぞれ連携して、町の魅力を高められる循環型産業を目指し、そのコーディネイト役は、身近な風景を知り尽くした観光協会が担っています。資本金は2千万円です。株主として、ニセコ町民、これは公募ですが50%。ニセコ町50%でございます。株式会社のメリットは、意思決定に迅速化、協会及び各加入者の責任ある観光事業、積極的で柔軟な商品開発。事業展開でございます。全国で初めて株式会社化した観光協会、株式会社化移行、オリジナルの旅行商品や特産品開発に積極的に取り組んでおり、旅行業登録もしており、航空券等の販売や旅行業や

代理店業務も行っています。町からの補助に頼る従来型の観光協会ではなく、少ない経費でも活動を充実させるため平成15年に株式会社化しました。設立以来、連続で黒字を続けています。行政と住民が連携して、町の魅力を高めているひとつの象徴と言えます。そこでお尋ねいたします。住民参加によるまちづくりなどが評価されたニセコ町に学び、地方公務員法第30条は、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されています。全国自治体のトップに選ばれたニセコ町に学び、よいところは取り入れ、自治とはなんだ、民主主義とはなんだということをしつかりみんなに浸透させるために、まちづくり基本条例をつくることが重要であると考えます。以上、まちづくり基本条例を主体においた8項目について、具体的な答弁と町長のご所見をお伺い致します。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま、玉井議員さんから研修の成果を存分にみせていただけのご質問をいただきました。私からみますと、これは玉井議員さんのご質問と答弁が一緒にあるんじゃないのかなあと感じるご質問でございました。本当に最もだなあと私も感心をしているところでございます。そして、私も町長に就任して、ひとつだけニセコ町の町長さんから学ばせていただいたことがあります。それは、毎月広報の中で、拝啓町民の皆様ということで書かせていただいております。これは、逢坂町長がずっと続けておられる、題名こそ違いますが、町民の皆様へメッセージを送られておられます。その中で私も、毎月1回であっても、町民の皆様へ自分なりの考え方、そしてまたいろんな時々の話題についての考え方を申し述べさせていただきたいということで、町長就任以来続けさせていただいております。今月号にも、この1年を振り返ってということで書かせていただきました。本当にすばらしい町であるというふうに思っております。それでは、砥部の町が今言われた8項目ないし10項目のことについて、やれているのかということについてでございますが、かいつまんでその点について申し上げたいと思います。本当にニセコはすごいな、砥部もがんばらんといかんなと思います。しかし、人口4600人の町ではございますが、スキー場としては、日本一といわれております。このお客様が何様すごいわけでございます。我々も旅行業者をやっておりましたが、ニセコへ行く方は松山からもたくさんございました。それが東京や大阪という都市からは飛行機で簡単に行けますし、それらの方たちがすごいお金を落とすわけでございます。砥部もそのようになってほしいなという願望はありますが、なかなか実現はできておりません。このことについても、また少しずつ勉強させていただいて、みんなから羨まれるような自治体になるように努力するのが、私達の役目だと思っております。それでは、まず1番はじめの情報の共有と住民参加のまちづくりについてでございます。砥部町も、情報公開条例及び個人情報を守るということも含めて、いろいろなことをやっております。これからこの件につきましても、やはり住民の皆さんと一緒になければいろいろなことはできないというふうに思っております。そういうことで、住民の皆さんと相談しながら、砥部の町が少しでもお金を使わなくてもできるようなまちづくり、そして楽し

いまちづくり、そしてお金をかけるのであれば、有効なものにかけていく。そういうことで、やはりなんといいましても情報を共有して、住民参加のまちづくりを進めていかなければならないと思っております。つぎに、文書管理につきましては、砥部町におきましても、ニセコ町同様、公文書についてはきちんと保管をされております。そして、各検索事項がございまして、このものはどこにある、どこのページに出ているということもできるようになっております。そういうことで、文書管理につきましても、検索して引き出すのも大切でございしますが、保管することも大切でございしますので、適切な扱いを続けていきたいというふうに思います。3番目の予算説明書。もっと知りたいことしの仕事ということでございますが、今年1年間の仕事を当初予算のときに発表されていることだと思っておりますが、砥部町の今の財政状況から申し上げますと、来年度も骨格予算を組ませていただいて、どうしても必要なものを補正で組ませていただくというような方向になるのではないかと思います。ということで若干の違いはありますが、やはりなんといいましても、この予算をどのように使うか、これをやはり町民の皆さんに知らせていかなければならないと思っております。つぎに、まちづくり町民講座及びまちづくりトーク、まちづくり委員会、この3点が続けてのご質問等であったと思っております。やはり、まちづくりの町民講座というの、町民の皆さんからいろいろな話を聞かなければなりません。そして、今までまちづくりについても、合併以降、いろいろな会を催して、講師の方もお招きしたりして、今やっているところでございます。これについても、住民の皆様にもっともっと参加していただいて、いいアイデアをいただいて、そしてそれを我々は実行していきたいと思っておりますし、また、私がいつも職員に申しあげているのは、あなたたちは地域に帰っていろいろな活動をする、それがまず信頼感を得ることです。やはり職員が行動しなければ、住民の人が行動しないのが当たり前だと思います。そういうことで職員自らが先頭に立って地域起こしをする、これが私は大切であると思っております。そういうことで、この問題についても、まちづくりは非常にこれからの重要なポイントになることだと認識をしておりますので、これにつきましては、お金のかからない仕事でもありますので、ぜひとも力を入れてやっていきたいというふうに思っております。つぎに、ふるさとづくり寄付条例についてですが、ああこういうものもあるんだなあというふうに思いました。それぞれみなさんが思いをかけて、そしてニセコの町がよくなるように、自ら進んで寄付をしていって、その目的を達成すること、これは本当に素晴らしいことであると思っております。そういうことで、こういうことにつきましても、砥部町でもやれることがあるのではないか、砥部のまちづくりには欠かせないものであるなと思っております。しかし、これは行政よがりになってはいけませんので、住民のみなさんが本当に気持ちからお金を出して、こういうまちづくりをやりたいと、してもらいたいというものをよく選んで、そして、進めていきたいというふうに思っております。つぎに、学習交流センターについてですが、これもやはりみんなが図書を読んだり、いろんな知識を得ていくためには学習をしなければなりません。そして今、図書館の司書というのが図書の運営管理を任されておるわけでございますが、砥部町においても司書の方が2名であると思っておりますが、いらっしゃいます。しかし、この

専門職の司書の方は俗に言う22条の職員の方でございまして、町の職員としては司書の方がおりません。それではやはり町民のいろんな要望に応えられないというようなことも考えておりますので、やはりスタッフを充実して、お客様の多様なニーズに応えるというのが行政の役目であると思います。このことについても、私達も前向きで司書の問題については考えていきたいというふうに思っております。つぎに、農産物・特産物の直売所についてであります。やはり冬型の観光地でございまして、今、ニセコは年中通してお客さんがあるようになりました。20年前、30年前というと本当スキーだけのお客さんでしたけど、今は本当に年中通してお客さんがあるようになりました。そういうことで、このビュープラザも今は年間を通して営業をされて、そしてまた立派な成績を収めているということでございまして。先程も道の駅そして砥部の地場産ショップと申しますか、地産地消を含めた砥部の生産物を販売するところ、こういうご意見にもやはり合致するところがあるのではないかと思います。そういうことで公共の施設をとりあえず使ったものからでもスタートをさせてみる必要があるのではないかと考えております。しかし、これを大きく一度にやるという事は、やはり財政的なものと、それと危険も伴います。航空券の発売とか、旅行部門の販売とか、いろいろ町全体としてやっておるようですが、今の段階で考えますと、これは収益をあまり生まない事業であると思います。どちらかという、ニセコへ誘致するのが主な仕事ではないかと思っております。砥部町にも観光協会がございまして。この観光協会を充実させて、より多くの皆様に砥部町に訪れていただくように私も努力をしていきたいというふうに思っております。これは、直売所と観光協会合わせてのご答弁になったかと思っております。いずれにいたしましても、ニセコ町の取り組みというのは全国の自治体の中でのトップということで評価をされているところでございまして、我々はこのニセコをモデルにして、やっていかなければならないと思っております。それと最後に、玉井議員さんが言われましたように、やはり職員ががんばらなければまちづくりはできないということでございまして。我々、職員ともども一生懸命勉強をして、皆さんとともにまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、なにとぞご提案やご意見をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） いろいろ答弁いただきましたが、おおまかなことについては、先程も申し上げましたように、ニセコ町は基本条例というので、全部、基本条例の中に大なり小なり入っておると思っております。そういうところから、基本条例を作るということも前向きに考えていただかなければならないと思っております。なお、このニセコビュープラザ直売所の件につきましてですが、昨年、産業建設委員会で、群馬県のJA富岡が運営する直販センター食彩館に行き、それから、内子町のからり、先ほど質問がありましたが、そしてニセコ町の直売所も仕々の100円ショップから発展しておるのはご案内のとおりです。昨年、私の一般質問で、陶街道53次の質問時に、札所に農家と相談し100円コーナーの設置も考えているとの答弁でしたが、その後いかがが計画されていたのでしょうか。お尋ねいたします。合わせて、今年3月、砥部町誕生記念まちづくりシ



ンポジウムが開催されました。小さくともきらりと光り続けるまちづくりとして、講師に松崎了三氏の砥部まるごと販売術の講演をはじめ、町を代表するパネリストを招いての講演会があり、アンケートをとられたと思いますが、結果の内容とあわせて、その後具体的にどんな計画があり、活動をされようと考えているのかお伺いいたします。それから、観光協会でございますが、全国で始めて株式会社化したニセコ町の観光協会は、町からの補助に頼る従来型の観光協会ではなく、行政と住民が連携して、町の魅力を高めていることだけでなく、説明者であるニセコ町の参与は、毎年、町からの補助金が不要となったことは大変喜ばしいことだと思います。本町も考える時期がきたのではないかと思います。最後に、近い将来、財政難がくることは間違いありません。そのとき、住民と役所の関係は相当厳しいものに変化せざるを得ないと考えます。その時、どう住民と信頼関係を構築して地域をつくっていくかということが非常に重要だと思います。そのために、自治体の最高法規、憲法とも言われるまちづくり基本条例をつくり、住民の権利と責任、まちづくりへの参加の仕組みなど、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる自治が基本として、町の重要事項について直接、町民の意思を確認するための制度を設けるべきであると考えていますが、町長は砥部町基本条例をつくる意思があるのかないのかお尋ねいたします。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいま、玉井議員さんから再質問いただきましたニセコビュウプラザ、そして、からりといろいろな産直のところの直売所についてのご案内をいただきました。私もいろいろなところを見せていただいております。しかし、一番私は考えなければいけないと思うのは、失敗したところこれもひとつの参考になるということです。どうしてそこが失敗したのか、そういうことで、我々はいずれかといいますと、成功したところばかり目がいて、ああここはできとるな羨ましいな、どんなにしたんだろうか、もちろんこれも大切だと思いますが、大きなお金を投入して、本当にお客さんが来ていない施設もたくさんございます。やはりこういうことを進めていく中には、いろいろな条件その他がございますので、それをよく勉強してやっていかなければならないというふうに思います。こういう成功した例は本当にいろいろな苦労があると思います。ということで、そういうノウハウを我々も伝授していただいて、そしてよりいい方向に考えていきたいと思っております。それから100円ショップの件でございますが、今、SPCの方をお願いをして、これもやはり青と白のもので何かできないかということで、お願いしております。木で作るとか、いろいろな意見もございますが、木で作ると若干経費がかかるので、木以外のものでもいいからと。それと移動できるものと。そして、それぞれが責任を持っていただくために名前を必ず入れていただくとか、そういう条件を申し上げまして、今、株式会社SPCの方へお願いしております。このSPCというのは53次のマップとかその他をお願いしたところでございます。そういうことで、この100円ショップについては、とりあえず、無人の販売設備としてやっていきたいというふうに思っております。次に松崎了三さんの講演のことでございますが、松崎さんが田舎に責任を持てと、不便なのが良いんだというようなこともおっしゃられました。

そういう中で、研修の宿についてもいろいろな施策を提案もしてまいりましたが、なかなかやっぱり即効果は出てまいりませんでした。ただ、10月に猪鍋まつりというチラシを入れさせていただきました。これについても、6名くらいの参加ということであまり効果はなかったわけではございますが、やはり継続してやるのが大切であると思います。そういうことで、このことについては、砥部町民の皆さんにもいろいろなことを継続してお願いして行って、そうして施設運営についてもあきらめずにいろんな方策を講じていく、これが大切であると私は思います。そして、住民と役所の関係についてでございますが、私はやはり職員が先頭に立ってやること、理論だけでなく実践をすることが大切であると私は思います。そのことによって、住民の皆様と職員の信頼も生まれてくると思います。もちろん職員だけでなく私もいろいろなところへ出て行って、お話をさせていただいて、相互に信頼関係が生まれて、初めてこのいろんなことが前に進むというふうに思っております。このことについては、私も襟を正してきちんとやっていきたいというふうに思います。そして最後のまちづくり基本条例でございますが、どういふものを入れるか、これからいろいろ考えてこの件については前向きに考えていきたいと思っております。そのためにはいろいろなアイデアをいただかなければなりませんし、砥部町にあったものにしていかなければなりません。そういうことで、皆さん方からご意見をいただいて、このまちづくり条例については、十分考えてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田室博志） 玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） いろいろ答弁していただきまして、町長のやる気だけは買っておかなければならない面があるかと思いますが、果たしてそれがどこまでどうやってやるかということについて考えていかなければならないことだと思います。それと、ニセコ町の町長は、施設を月1回、少人数の視察希望者の意向に応じるために、まちづくりの基本姿勢の説明とバスにより、町内施設の見学ならびに昼食をとりながら懇談し、町内のコースを回っていますが、砥部町も陶街道53次がございまして、それを回るといふこともひとつの考えではないかと思いますが、そういうことも含めまして計画をされたらと思います。それから参考までに、ニセコ町の平成15年度決算状況は、財政力指数0.261、経営収支比率は81.8%、公債比率12.9%でございます。積立金現在高は、数が多すぎてよう読みませんので飛ばしますが、それと職員のラスパイレス指数は99.7%です。これだけもらえば、やり甲斐があるところじゃないかと思いません。残念ながら砥部町は、80%そこそこのラスパイレスでございますので、そこらも考えてやらなければならない問題だと思います。それから、なお平成18年度の地方交付金は3億円の減額だそうです。そういうことから考えて、今後町民と相談しながら運営していかなければならないというようなことを説明した参与、総務課参与ですから課長より下でないかと思いますが、自信を持って説明してもらいました。それからまだまだ言いたい事はあるんですが、だいぶみんなも大儀になってきたと思いますので、もうおきますが。要するに砥部町においても、町民から財政は大丈夫か、職員は減額しているのに議員の給料はどうなっているのかなど聞かれます。本町でも議員はそういうこ

とでよく考えなければならない時期にきたんではないかと思います。後先になりましたが、平成15年度決算書では職員研修は178人、これは多く研修に出されたなと思ったんですが、内容は178人が接待研修であり、これは、こんにちは、さようならのあれだと思うのですが、新規職員研修は町村会主催の3名だけです。ニセコ町での職員研修は、法務省など政策法務能力、自ら考え行動できる職員、町民とともに歩む職員など、さまざまな研究会や学会への参加の取り組みなど積極的に参加させています。再度申し上げます。住民参加によるまちづくりが評価されたニセコ町に学び、地方公務員法第30条は、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと規定されています。小さくとも、きらりと光り続けるまちづくりを目指すために、まちづくり基本条例の作成委員会結成を呼びかけることを強く要請して一般質問を終わります。答弁はいりません。

○議長（田室博志） これで一般質問を終わります。ここでしばらく休憩をいたします。再開は2時45分の予定です。

午後2時27分 休憩

午後2時44分 再開

~~~~~

日程第7 認定第19号 平成16年度砥部町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第8 認定第20号 平成16年度砥部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第21号 平成16年度砥部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第22号 平成16年度砥部町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第23号 平成16年度砥部町とべの館特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第24号 平成16年度砥部町とべ温泉特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第25号 平成16年度砥部町梅野奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第26号 平成16年度砥部町奨学資金特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第27号 平成16年度砥部町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16 認定第 28 号 平成 16 年度砥部町浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 17 認定第 29 号 平成 16 年度砥部町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 認定第 30 号 平成 16 年度砥部町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 再開します。日程第 7 認定第 19 号から日程第 18 認定第 30 号までの歳入歳出決算認定に関する 12 議案を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。三谷決算特別委員長。

○決算特別委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る 9 月の定例会におきまして、閉会中の継続審査として当委員会に付託されました、認定第 19 号から認定第 30 号までの決算認定に関する 12 件について、去る 11 月 8 日、9 日の 2 日間、本委員会を開催し、合併に伴う新町の 3 カ月分について歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づき、担当課長より説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査した結果、平成 16 年度新町における各会計の決算は、それぞれ旧町村から引き継がれた予算の議決目的及び施策方針に基づき、いずれも適正に執行されていると認められました。よって、認定第 19 号から認定第 30 号までの 12 件は、原案のとおり認定することに決定しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、総体的な意見・要望として、一般会計、特別会計及び公営企業会計とも経費の節減に努められているが、今後もより一層、健全かつ適正な財政運営に努力されたい。町税及び地方交付税収入の伸びが期待できない厳しい財政状況のもと、町財政の運営にあたっては、中長期的な視点に立った財政運営計画を策定され、各税の徴収率の向上や自主財源の積極的確保に努めるほか、徹底した事務・事業の見直し等による町政運営の効率化、スリム化を図りつつ、費用対効果を十分に認識した予算執行に努められたい。決算書の内容がわかるよう様式を工夫していただきたい。以上の点を十分考慮のうえ、合併によるメリットが生かされる新年度の予算編成や、今後の行財政運営において、慎重な上にも前向きに取り組んでいただくよう要望いたします。

以上で、決算特別委員会の報告を終わります。

○議長(田室博志) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。

認定第 19 号から認定第 30 号までの 12 件は一括して討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって認定第 19 号から認定第 30 号までの 12 件は、一括して討論、採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

採決を行います。おはかりします。認定第19号から認定第30号までの12議案に対する委員長の報告は、認定です。委員長の報告のとおり、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって認定第19号から認定第30号までの決算認定に関する12議案は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

日程第19 認定第31号 砥部町道路線の認定について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 認定第31号 砥部町道路線の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 認定第31号についてご説明申し上げます。認定第31号砥部町道路線の認定について、道路法第8条第1項の規定により、下記のとおり町道の路線を認定する。路線名、町道落合支線。起点及び終点、砥部町総津2240番2地先から砥部町総津2441番地先まで。平成17年12月5日提出砥部町長中村剛志。提案理由としまして、上記路線は、国道379号線の一部を総津地区農業集落排水処理施設建設予定地への進入路として活用するため、愛媛県との協議の結果、砥部町へ移管されることとなったことに伴い、町道に認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。なお、認定延長は41.1m、敷地の幅員は4.4mから9.4mとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。おはかりします。認定第31号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、認定第31号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いいたします。

~~~~~

日程第20 報告第5号 砥部町行財政改革大綱及び砥部町行財政集中改革プランの報告について

(報告、質疑)

○議長（田室博志） 日程第20報告第5号砥部町行財政改革大綱及び砥部町行財政集中改革プランの報告についてを議題とします。本件について、報告を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 報告第5号砥部町行財政改革大綱及び砥部町行財政集中改革プ

ランの報告についてご報告申し上げます。平成17年4月から策定作業を進めてまいりました、砥部町行財政改革大綱と行財政集中改革プランについて、11月18日に推進委員会からご報告をいただきましたので、今議会でご報告をさせていただきます。平成16年12月に閣議決定されました今後の行政改革の方針や、総務省が平成17年3月に策定いたしました、地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を踏まえまして、検討を進め、平成21年度末までの5年間に行財政改革について取り組む内容を定めたものでございます。計画の策定にあたりましては、砥部町行財政改革推進委員会に諮問を行い、調査検討を行っていただきました。合併後の新たなまちづくりの指針として策定されました、新町建設計画を着実に実施するため、行財政全般にわたる改革を行います。行財政改革を推進するにあたり、単に事業や予算を削減するだけでなく、限られた行政資源を有効に使う、多くの町民に満足していただく行政サービスを提供するため、3つの重点項目を設けました。具体的な取り組みは、集中改革プランに41項目を明示し、計画的に進行し管理していきます。社会情勢や町民のニーズの変化に対応できるように見直しも行います。行財政改革の進捗状況につきましては、砥部町行財政改革推進委員会への報告や町民への公表も行い、意見も求めてまいります。町民からの厳しい目が向けられているところであります。今後も町長のリーダーシップの下に、危機意識と改革意識を全職員が共有して改革に取り組んでまいります。なお、個々の具体的な取り組みの内容につきましては、お手元に配布しております資料をご覧くださいと思います。議員各位におきましても、改革推進のため、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。以上で報告第5号を終わります。

~~~~~

日程第21 議案第100号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第21議案第100号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 議案第100号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例。砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を次のように改正する。第2条の表に次のように加える。緊急浸水対策事業20%。附則この条例は公布の日から施行する。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。新旧対照表をお手元にお配りしていると思います。2ページ目をご覧ください。事業種別の欄に緊急浸水対策事業を加え、負担割合を定める賦課基準の欄を20%とするものでございます。これは、昨年台風、また本年7月の梅雨前線豪雨などによりまして、2年連続して浸水被害にあった現場について、消防団から報告が出てまいりました。これらの箇所は、根本的な対策を講じて

おこななければ、今後豪雨のたびに被害が発生し、住民の不安感が高まることが予測されます。報告がありました現場については、防災担当である総務課、また災害復旧担当である建設課、農林課が合同で検討を行い、緊急度の高い現場から対策をしていかなければならないということになりました。報告が出されました現場につきましては、検討を進める中で、町道、県道に該当しない生活道などで、受益者だけでは対策できないこと、また建設課や農林課でも対応する補助事業がないこと、水路につきましても、農家の減少により水利組合だけでは管理が難しくなっていることなどがありました。このことを受けまして、緊急浸水対策事業を追加するため、条例改正をお願いする次第でございます。ご審議いただきまして、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。おはかりします。議案第100号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、認定第100号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いいたします。

~~~~~  
日程第22 議案第101号 砥部町峡の館条例の制定について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第22議案第101号砥部町峡の館条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 失礼します。議案第101号砥部町峡の館条例の制定について。砥部町峡の館条例の制定について。砥部町峡の館条例を別紙のように制定する。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町峡の館の管理を、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に行わせるため、また砥部町峡の館の休日及び使用料を変更するため、条例の全部改正を提案するものです。それでは、次のページの新条例をお開きくださいませ。それと、今日お配りしております砥部町峡の館条例新旧対照表というのがございますので、それをご覧いただきながらご説明申し上げたいと思います。砥部町峡の館条例の全部を改正することについてご説明申し上げます。まず、提案理由でも申し上げましたように、第1点は地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者に指定委託するためでございます。第2点目は定休日は無しといたしまして、正月の休みを定めております。第3点目は、使用料を他の施設との整合性及び受益者負担の観点から、時間単位の料金の見直しを行っております。4点目でございますが、町から指定管理者に施設の管理委託をしておりますので、利用者は指定管理者への使用届であり、使用の承認となるということでございます。それでは、簡単に新旧対照表によりご説明申し上げます。まず、1条から3条

につきましては、峡の館の設置、名称、位置、事業について定めております。続きまして、一番下の4条でございますが、指定管理者による管理でございます。この部分が大幅に変わっております。町から指定管理者に施設の管理委託をしておりますので、利用者は使用届により指定管理者の承認を受けるということになります。それでは、続きまして第5条でございます。次のページをお願いします。開館時間及び休館日でございますが、開館時間は従来と変わりません。休館日につきましては、12月31日から翌年の1月3日までとすることになっております。この2点が大きな変更点でございます。次に6条から16条までにつきましては、指定管理者による管理になることから、利用者にとりましては、館の施設などの利用は指定管理者の承認や制限など必要な条件は指定管理者が行うこととなります。今までの条例におきましては、町長や町が許可や制限を行っておりましたが、条例により指定管理者が行うことになるものでございます。続きまして、第3点目の使用料でございますが、第11条に載っております。次のページをお開きくださいませ。使用料及び利用料金の納付についてでございますが、その第2項におきまして別表というものが書かれておるとお思います。別表に定める額とありますが、新旧対照表の最後のページでございます。最後のページに一番上に11条関係の別表ということで載せさせていただいております。まず、会議室でございますが、会議室、午前中1,600円、午後1,600円、1日3,600円。3,200円というふうになりますんですけども、昼間の間の1時間についても400円をいただくという格好になろうかと思っております。調理室につきましては、800円、800円、1,600円ということになるんでしょうけれども、昼の1時間通してということで、1時間分をいただいております。これが今、砥部町で使われている利用料金の表になります。あと、備考につきましてはまたお読みいただけたらと思っております。今回の改正につきましては、利用料金につきましても、他の施設との整合性及び受益者負担の観点から時間単位の料金に見直させていただきたいというふうに考えております。この条例は平成18年4月1日から施行するものであります。以上簡単ではございますがご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） すみません。ちょっと頭が弱いんで理解しにくいんですけども、この新しい条例によりますと、指定管理者による管理ということになっておるわけですが、この指定管理者は決まっているのか、あるいは指定管理者制度に移行した時にはこういうことなんですよということなのか、はっきり知りたいんですけど。

○議長（田室博志） 相田商工観光課長。

○商工観光課長（相田由紀夫） 失礼します。土居議員さんのご質問にお答えします。峡の館の管理につきましては、指定管理者制度の導入をすることということで、民間活力の導入によりまして、サービスの向上を図っていければ、もっと売上げが伸びるのではないかというふうに考えております。なお、指定管理者による管理につきましても指定管理者とは、今現在では資格審査等の申込資格につきましても先程の指定管理者制度



の件でご説明しましたように、砥部町の公の施設に関する指定管理者の指定に関する事務処理要綱に基づきまして、認定なり選定をしていきたいと考えております。

○議長(田室博志) 山本典男君。

○16番(山本典男) 今、ちょっと説明があったんやけれども、全然わからなかったんやけれども、土居美智子議員が質問したのは、指定管理者がもう決まっておるのか、それともこれから決めるのかというのが知りたかったんではないかと。私はそういうふうに聞こえたんやけれども、その点はどんなんですか。そしてまあ、先程、町長が別の指定管理者の件であったと思うんですが、それを決める時には、とにかく公募で募集して決めるんですよという話があったわけですが、今回の改正とはどういう関係にあるのか、そこらのことも全然わからんので、その点ちょっと相田課長の話では、私が聞いた範囲ではわからんのでもう一度説明してほしいんですが。

○議長(田室博志) 相田商工観光課長。

○商工観光課長(相田由紀夫) 失礼します。最初のご説明で申し上げましたとおり、この条例は18年の4月1日から施行されるということでございまして、それまでの間に選定作業というようなものを行う予定でございます。

○4番(土居美智子) 続いてお尋ねします。ということは一度、直営に戻して、

○議長(田室博志) ちょっと待ってください。まだ指名してないです。一度座ってください。まだ着席してないですから聞こえなかったらまずいですから。はい。土居美智子君。

○4番(土居美智子) 今は資格等々するために、一度直営に戻すんですか。そういうことじゃなくて、4月、厳密に言えば3月31日まで現状のままこの元の条例で続けますよと。その間に応募するわけですか。その応募の方法も、いつ指定管理者制度の資格審査をして、決定をいつ頃する予定なんですか。それを知りたいと思います。

○議長(田室博志) 相田商工観光課長。

○商工観光課長(相田由紀夫) 失礼します。先程も申し上げましたとおり、公募につきましては、条例が決まり次第、今後公募をいたしまして、決定していかれるものと考えております。

○議長(田室博志) 土居美智子君。

○4番(土居美智子) すみません。要するに、今からその応募の条件等々も織り込んだもので公募しますよと、これはまあ1月か2月かわかりませんがするんでしょうけれども、年あけてから入るんでしょうけれども。それでまあ、応募者ゼロということもありますよね、当然。そういうことも頭に入れて、いわゆる直営でやらなければならないこともあるわけですよ。必ずしも、今度の指定管理者制度というのは、管理委託業務はなくなるということで、直営に戻すか、あるいは、指定管理者を選定してその人にまかせるかという2つの策があると思うんです。先程言いましたように管理だけは直営でやって、業務委託だけは業者に任せるという方法もありますけれども、その辺が早々と改定が出たんで、どういう意図があってこういうことをなさろうとしているのかという趣旨をはっきりしてもらいたいと思います。

○議長（田室博志） 相田商工観光課長。いや、中村町長。

○町長（中村剛志） それではお答えをしたいと思います。一応、予定として4月から管理委託制度にしていきたいということでございます。そのためには、今条例を上程しておかなければならないということです。ご理解いただきたいと思ひます。そしてまた、希望者がゼロの場合にはこの方向ではあります、その場合はやむを得ないと思ひますので、この規約等につきましては、また元に戻すことになるかもしれませんが、上程させていただいたらと思ひます。とりあえず、方向付けとしてやるためには、この条例を承認していただかなければ、それができませんのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。土居美智子君。

○4番（土居美智子） はい。質問ではないんですけど、ちょっと今のを確認させていただきたいんですが、原則、委託制度にこれを移行したいと、それを募集するための要項はまだできてないということにかまわないわけですよ。もし万一、希望者がゼロになれば、これはとりあえず直営に戻さないといけないわけですよ。それで、そのときにはまた改めてこの条例を直して、直営でやるための条例に変更するための手続きを取りますよということによろしいわけですよ。期日としまして、どれくらいの時にこの応募をされようと思つてらっしゃいますか。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 一応、12月のこの議会でご承認をいただければ、すぐ公募の準備に取り掛かりたいというふうに思つております。そして、できれば4月オープンということですので、2月はじめには決定をしなければならぬと思ひます。ですから、この作業についてはできるだけ早くやりたいと思ひます。公募の方法についても検討をしていきたいと思つております。

○議長（田室博志） 井上洋一君。

○7番（井上洋一） 話を聞いておまして、ゼロか複数かわかりませんが、そんな話だろうと思つてんですが。今、テレビでいろいろ賑わせております建設関係の問題、住宅の問題、ヒューザーですかね。ありますので、これとは直接関係はありませんが。私が言いたいのは、申し込みが1件あったと、そのときに必ずそこを許可するというのでは困ると思つてますよ。ですから精査をして、砥部町としてオッケーだよといういわゆるそのへんは是非、精査をしていただきたいと思つてますよ。誰でもいいというわけではなくて。そこ特に申し上げたいと思ひます。以上です。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今、井上議員さんが言われたとおりでございますので、1社しかないからこれが指定管理者になるということではございませんので、やはり精査して、この施設が生きる使い方をしていただける方、またきちんと管理ができる方を選定したいと思ひます。

○議長（田室博志） 質疑を終わります。おはかりします。議案第101号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。 よって、認定第101号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第23 議案第102号 愛媛地方税滞納整理機構の設立について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（田室博志） 日程第23議案第102号愛媛地方税滞納整理機構の設立についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智税務課長。

○税務課長（武智充吉） 議案第102号愛媛地方税滞納整理機構の設立について。地方自治法第284条第2項の規定により、平成18年4月1日から、愛媛県内全市町において、地方税の滞納処分に関する事務等を共同処理するため、別紙のように規約を定め、愛媛地方税滞納整理機構を設立する。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。提案理由、地方自治法第284条第2項の一部事務組合の設立に係る協議については、同法第290条の規定により、議会の議決を要するため提案するものである。続きまして、規約の説明をしたいと思います。愛媛地方税滞納整理機構規約。第1章総則。第1条、この組合は、地方自治法第284条第1項の一部事務組合とし、愛媛地方税滞納整理機構という。第2条、機構は、別表に掲げる市町をもって組織する。第3条、機構は、次に掲げる事務を共同処理する。1号、地方税法の規定に基づき、市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る、滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務。2号、関係市町の職員に対する徴収業務に関する研修に係る事務。3号、関係市町の徴収業務に関する分析及び提言に係る事務。第4条、機構の事務所は松山市に置く。現在のところ、愛媛県自治会館内に置く予定であります。第2章、機構の議会。第5条、機構の議会の議員の定数は6人とする。第2項、機構議員は、管理者、副管理者又は収入役を兼ねる事ができない。第6条、機構議員は、関係市町の長のうちから互選する。第7条、機構議員の任期は2年とする。ただし、機構議員が関係市町の長の職を失ったときは、その職を失う。第8条、機構議員の報酬は支給しないものとする。第3章、機構の執行機関でございます。第9条、機構に管理者、副管理者及び収入役を置く。第2項、管理者、副管理者及び収入役の任期は2年とする。第10条、管理者及び副管理者は、関係市町の長のうちから機構の議会において選任する。2項、収入役は、管理者が機構の議会の同意を得て選任する。第11条、管理者、副管理者及び収入役の報酬は支給しないものとする。第12条、第9条に定める者を除くほか、機構に必要な吏員その他の職員を置く。前項の職員は、管理者が任免する。第3項、第1項の職員の定数は、条例で定める。ということで、現在決まっておりますのは定数が17名ということで、内訳としまして、市町の派遣職員が10名、県の派遣職員が3名、それと専門的知識を有する者を顧問として4名、合わせて17名で

ございます。第13条、機構に監査委員2人を置く。監査委員は、管理者が機構の議会の同意を得て、識見を有する者及び機構議員のうちからそれぞれ1人を選任する。第3項、監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、機構職員のうちから選任される者にあつては、機構議員の任期によるということで2年でございます。第14条、監査委員の報酬は支給しないことができる。第4章、機構の経費でございますが、第15条、機構の経費は、関係市町の負担金及びその他の収入をもって充てる。2項、前項の負担金の額は次の掲げるところにより、管理者が機構の議会の議決を経て定める。1号、基礎負担割額。2号、処理件数割額。3号、徴収実績割額。なお、3号の徴収実績割額につきましては、平成20年度から実施する予定でございます。第16条、この規約の施行に関し、必要な事項は管理者が別に定める。附則、施行期日、この規約は平成18年4月1日から施行する。負担金の額の特例、平成18年度及び平成19年度における機構の経費に係る関係市町の負担金の額は、第15条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるところにより、管理者が機構の議会の議決を経て定める。ということで、1号、基礎負担割額。2号、処理件数割額で、砥部町につきましては、基礎負担割額は30万円。処理件数割額は250万円ということで、合わせて280万円の負担となっております。以上で、簡単ですが、議案第102条のご説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。おはかりします。議案第102号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第102号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いします。

~~~~~

#### 日程第24 議案第103号 砥部浄化センター用地の取得について (説明、質疑、産業建設常任委員会、総務文教常任委員会付託)

○議長（田室博志） 議案第103号砥部浄化センター用地の取得についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第103号砥部浄化センター用地の取得についてご説明申し上げます。地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。1、取得しようとする土地、伊予郡砥部町八倉99番地外12筆、1万4,243.93㎡。2、取得予定価格、土地代9億7,647万5,024円。補償費3億7,382万4,975円。土地所有者、補償相手方は別紙のページをごらんください。まず、土地でございますが、所有者、佐々木計、砥部町八倉130番地、面積が1万2,047.41㎡。佐々木雄準、砥部町八倉281番地で1,707㎡。愛

媛低温輸送事業協同組合、砥部町八倉 1 2 1 番地、4 8 9. 5 2 m<sup>2</sup>で、合計 3 人でございまして、1 万 4, 2 4 3. 9 3 m<sup>2</sup>でございます。補償費でございますが、佐々木計、建物移転料、工作物移転料、動産移転料、移転雑費補償金、立竹木補償金それぞれ一式でございます。続きまして、有限会社城南養鶏でございますが、建物移転料、工作物移転料、動産移転料、営業補償金、移転雑費補償金、鶏移転補償金、いずれも一式でございます。八倉畑灌組合、建物移転料、工作物移転料、動産移転料、移転雑費補償金それぞれ一式でございます。八倉水利組合、工作物移転料、水利権消滅補償金それぞれ一式でございます。元のページへお戻りください。平成 1 7 年 1 2 月 5 日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。おはかりします。

議案第 1 0 3 号は、産業建設常任委員会及び総務文教常任委員会に付託することにした  
いと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。

よって、認定第 1 0 3 号は、産業建設常任委員会及び総務文教常任委員会に付託する  
ことに決定しました。委員会の審査報告は、1 2 月 9 日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第 25 議案第 104 号 平成 17 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 26 議案第 105 号 平成 17 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 2 号）

日程第 27 議案第 106 号 平成 17 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 28 議案第 107 号 平成 17 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 29 議案第 108 号 平成 17 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 30 議案第 109 号 平成 17 年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 31 議案第 110 号 平成 17 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（田室博志） 日程第 2 5 議案第 1 0 4 号から日程第 3 1 議案第 1 1 0 号までの  
平成 1 7 年度補正予算に関する 7 件を一括議題とします。本案について、提案理由の説

明を求めます。柳田助役。

○助役（柳田稷） 議案第104号平成17年度一般会計補正予算について説明をさせていただきます。平成17年度砥部町一般会計補正予算第6号は次に定めるところによる。第1条、規定の歳入歳出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,015万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,385万9千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。第2条、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第2表継続費による。第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。今年度当初予算は、骨格予算ということで編成をいたしまして、58億3,370万8千円でございます。その後、11月の臨時会の第5号補正まで、補正額合計が10億209万3千円でございます。合わせて68億3,370万8千円となっております。それに今回の1億1千万円あまりを加えまして、69億4,300万円の予算となっております。17年度も第4コーナーに差し掛かりまして、大詰めを迎えております。各事業の見通しもつきまして、これから仕上げに向かう時期でございます。今回お願いします補正予算は、主には人件費といたしましては、退職手当組合の負担金、それから時間外勤務手当等でございます。そのほか、制度上あるいは広域的な連携上、負担すべきもの、また、補助事業として新規に行うもの、さらに台風14号の災害に伴うものなどを厳選して、編成をさせていただいております。財源といたしましては、一般財源が9,148万3千円、特定財源が1,866万8千円となっております。2ページをご覧ください。まず、歳出につきまして申し上げます。2款の総務費でございますが、2,788万8千円をお願いしております。そのうち、1項の総務管理費の中には人件費関係が2,381万円ございます。それと、経常的な修繕費で50万円をお願いしております。それと、町勢要覧と町の紹介ビデオの作成費として109万2千円、それと愛媛FCの出資金として100万円をお願いしております。3款の民生費でございますが、2,058万6千円をお願いしておりますが、社会福祉費におきまして、重度心身障害者医療費で1,500万円をお願いしております。また、シルバー人材センター事務所の移転のための補助ということで、300万円をお願いしております。また、介護保険への操出金として、124万7千円をお願いしております。また、2項の児童福祉費におきまして、広域保育委託料7名分で300万円、児童手当として86万円4千円をお願いしております。次に4款の衛生費でございますが、母子センター取り壊しの概算工事費で1,300万円をお願いしております。それから、台風によりまして、玉谷の専用水道管が被害を受けまして、その布設替工事で260万8千円をお願いしております。それと、火葬場の運営費の負担金が減額となりまして、122万円の減額をさせていただいております。次に6款の農林水産業費でございますが、1,579万円をお願いしておりますが、ここでは、台風災害による崩土取り除き機械借上料で885万9千円、それから町単独の災害復旧事業費の補助金で75万7千円、それから、県営ため池等の整備事業負担金で110万2千円をお願いしております。次に林業関係でござ

いますが、林業施設の災害復旧補助金といたしまして、150万4千円をお願いしております。次に8款の土木費でございますが、2,629万9千円、2項の道路橋梁費で崩土取り除きの機械借上料で2,120万円、3項の河川費で急傾斜地の崩壊対策事業で、水道管の布設替工事がございます。その水道会計に対する繰出金で300万円をお願いしております。4項の都市計画費につきましては、八倉地区の排水施設の点検委託ということで40万円をお願いしております。5項の住宅費につきましては、拾町の公営住宅の移転補償ということで、157万5千円をお願いしております。9款の消防費につきましては68万5千円、これは消防団用の発電機、投光機一式4セットで68万5千円をお願いしております。10款の教育費で4,228万7千円をお願いしておりますが、1項の教育総務費につきましては、梅野奨学基金への積立100万円を計上しております。5項の社会教育費におきましては、中央公民館の改修及び設計の委託料合わせて4,078万5千円を計上しております。続きまして、11款の災害復旧費でございますが、減額の3,824万1千円。これは、17年度災害復旧工事の実績による減額でございます。以上、補正の合計額は1億1,015万1千円でございます。続きまして1ページの歳入をご覧ください。11款の分担金及び負担金でございますが、減額の276万1千円、これは災害復旧費の地元負担金の減額でございます。13款の国庫支出金でございますが、1項の国庫負担金は、児童手当の86万9千円と、国庫補助金1,688万1千円、これは合併補助金で4,187万7千円、災害復旧費の実績による減額が2,499万6千円で相殺して、1,688万1千円となっております。14款の県支出金でございますが、県負担金が減額の5千円。県補助金の方が1,150万円でございますが、重度心身障害者医療費の補助金が750万円、町道改良の補助金が400万円でございます。16款の寄附金につきましては、梅野さんから100万円をいただいております。18款の繰越金で、2,278万3千円を計上させていただいております。19款の諸収入でございますが、68万4千円。これは消防団用の安全装備品の整備等の100%の補助を受けて予算を組んだものでございます。20款の町債でございますが、5,920万円の内訳は、臨時財政対策債で4,390万円、減税対策債で2,480万円の増額、災害復旧費のほうで、950万円の減額ということで、以上で歳入合計が1億1,015万1千円でございます。続きまして、3ページの第2表継続費をご覧ください。2款の総務費と10款の教育費で継続で行う事業を予定しております。1つは町勢要覧、砥部町紹介ビデオ作成事業でございます。総額が703万5千円。17年度において年割額109万2千円を計上しております。18年度で594万3千円を見込んでおります。10款のほうでは5項の社会教育費の中央公民館改修事業で総計が7,749万3千円。17年度において4,078万5千円、3,670万8千円を見込んでおりますが、これは合併補助金ということで、補助率100%の補助を受けて実施するものでございます。補助金の関係上、2カ年に分けて実施する予定でございます。続きまして、4ページの第3表、地方財政でございますが、追加といたしまして、減税補てん債2,480万円をお願いしておりますが、起債の方法、利率、償還の方法は従来の方債の条件と同じでございます。続きまして、下の表の変更でござ

いますが、災害復旧費9,330万円が補正前でございますが、今回の補正によりまして、950万円減額をいたしまして、8,380万円となっております。その他、起債の方法、利率等につきましては、補正前と変わっておりません。次に下の臨時財政対策債でございますが、2億7,560万円が補正前の額でございましたが、補正後2,480万円増額いたしまして、3億1,950万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては同じでございます。なお、本議案につきましては、各常任委員会に付託されましてご審議いただくことになっておりますので、その席で各担当課から詳細な説明がありますので、明細のほうは省略させていただきます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 丸本住民サービス課長。

○住民サービス課長（丸本正和） 失礼いたします。議案第105号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について説明をさせていただきます。平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。第1条、事業勘定は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億614万8千円を追加して、歳入歳出それぞれ19億2,389万3千円とし、施設勘定は、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,923万6千円を追加して、歳入歳出それぞれ1億4,202万4千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。それでは第1表によりまして内容の説明をさせていただきます。1ページ、2ページをお願いいたします。まず、1ページ事業勘定の歳入でございますが、3款1項の国庫負担金601万7千円の増額につきましては、一般非保険者の保険給付費の増の見込み、それから老人保険拠出金の医療費分と介護納付金の確定に伴って調整したものでございます。4款1項、療養給付費等交付金の8,280万2千円の増額につきましては、退職者医療に係る交付金の変更決定によるものであります。9款1項、繰越金1,732万9千円の増額につきましては、前年度からの繰越金でございます。次に2ページの歳出でございますが、2款1項、療養諸費の1億4,136万3千円の増額と2項、高額療養費の1,350万円の増額につきましては、どちらも一般と退職によるものであります。3款1項、老人保険拠出金5,377万円の減額につきましては、老人医療に係る医療費と事務費の拠出金額の確定によるものでございます。4款1項、介護納付金505万5千円の増額につきましては、納付金額の確定に伴うものでございます。以上、歳入歳出ともに1億614万8千円の増額で計上させていただいております。次、3ページ、4ページをお願いします。続きまして施設勘定でございます。まず、3ページの歳入でございますが、1款2項、外来収入の746万4千円の増額につきましては、以下の外来に係る増収を見込んだものでございます。9款1項、繰越金1,177万2千円の増額につきましては、前年度からの繰越金でございます。次、4ページの歳出でございますが、1款1項施設管理費23万6千円の増額につきましては、施設設備の維持管理などに係る経費を計上させていただいております。2款1項、医業費1,900万円の増額につきましては、医科診療に係



る医薬品代の追加でございます。以上、歳入歳出ともに1,923万6千円の増額で計上させていただいております。以上をもちまして、議案第105号平成17年度砥部町国民健康保険特別会計補正予算第2号のご説明を終わらせていただきます。

○議長（田室博志） 大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（大西潤） 議案第106号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について説明をさせていただきます。保険事業勘定の歳入歳出補正予算につきましては、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ999万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ13億7,098万1千円とするものです。従いまして、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものです。歳出よりご説明申し上げますので2ページをご覧ください。

今回の補正につきましては、介護給付費の不足分と制度改正により施設給付の見直しが行われたため、低所得者の負担軽減を図る新たな補足的給付費をお願いするものでございます。補正額の欄をご覧ください。2款保険給付費、2項支援サービス等諸費におきまして、787万7千円を計上しております。これは居宅支援サービス給付費の不足分でございます。4項高額介護サービス等費におきまして209万4千円を計上しております。これは所得の低い人に対する支援費用の不足分と制度改正による補足分でございます。5項特定入所者介護サービス等費におきまして、2万2千円を計上しております。低所得者の施設利用が困難とならないための補足的給付費でございます。歳出合計999万3千円を計上しております。これの財源につきましては、1ページの歳入をご覧ください。歳入につきましては、介護給付費の国、県、町等の負担分でございます。それでは補正額の欄をご覧ください。3款国庫支出金、1項国庫負担金199万4千円。2項国庫補助金49万8千円。4款1項支払基金交付金319万円。5款県支出金、1項県負担金124万7千円。7款繰入金、1項一般会計繰入金124万7千円、2項基金繰入金181万7千円。歳入合計999万3千円を計上しております。以上で議案第106号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 日浦環境保全課長。

○環境保全課長（日浦昭二） 議案第107号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号についてご説明をさせていただきます。平成17年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第2号は次に定めるところによる。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万円を追加し、歳入歳出それぞれ8,688万7千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。2ページ歳出の方よりご説明をさせていただきます。1款1項、浄化槽点検管理費で人件費34万円増額補正をお願いしております。その財源でございますが、1ページ歳入の5款1項、繰越金で保守点検事業繰越金を34万円追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 東岡下水道課長。

○下水道課長（東岡秀樹） 議案第108号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号について説明をさせていただきます。平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第1表繰越明許費による。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。次のページをご覧ください。繰越明許費でございますが、1款1項公共下水道事業費で、砥部町公共下水道事業基本・詳細設計委託業務の1億280万円の繰越しをお願いするものでございます。繰越明許する理由でございますが、事業認可が11月中旬にずれ込んだために、処理場の基本設計と敷地造成工事の詳細設計、そして認可区域98.8haの環境の基本設計、平面図作成及び3ヵ所の環境の詳細設計、これらの委託業務が未発注となっております。新年早々に発注いたしたいと考えておるわけでございますが、委託期間が約7ヵ月程度見込まれるということから、業務完了が18年度にわたる事が確実でございます。そのため、財政法におきましては、繰越明許費に係る翌年度へわたる債務負担制度、これを翌債というわけでございますが、この翌債制度が設けられておるものでございます。この制度は、繰越明許費となっている経費につきまして、負担行為いわゆる契約を行う段階において、既に年度内に支出を完了する見込みがなく、翌年度にわたる工期でもって、負担行為いわゆる契約を行わなければならない場合で、標準工期から考えて、物理的に年度内完成が困難な補助事業にあっては、入札公告前に翌債手続きを行い、適正な工期を確保した上で、契約を締結すべきであるとされておるものでございます。先程も申し上げましたように、認可が大幅に遅れたことから、委託業務が未発注となっております。新年早々に発注いたしましても、業務完了は18年の8月の見込みでございます。委託業務の年度内完成が困難なことが明らかでございますので、繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担、この翌債制度を活用させていただき、対応させていただきたいと思っておるものでございます。繰越しの内容でございますが、処理場及び環境の基本設計、詳細設計の委託業務で1億265万8千円と事務費の14万2千円を合わせまして、1億280万円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第109号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。第1条、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ2億3,872万5千円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成17年12月5日提出、砥部町長中村剛志。次のページをご覧ください。1ページ、2ページをお願いします。まず、2ページの歳出でございますが、1款1項、農業集落排水事業費で今回、47万5千円補正をお願いいたしておりますが、職員1名の給与改定によるものでございます。1ページをお願いします。その財源でございますが、5款1項の他会計繰入金47万5千円をお願いするものでございます。以上で、議案第108号、109号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 議案第110号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。第1条、平成17年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条、平成17年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。内容でございますが、今回、43万円増額でございますが、人事異動に伴います給与等の減額73万8千円と、共済組合への負担金追加分116万8千円でございます。次に第2款簡易水道事業費用、第1項の営業費用の3万4千円につきましては、今年度より広田地区の簡易水道の情報伝達につきましては、電話回線を利用して、私どもの方に情報が参っております。その通信運搬費の不足額でございます。第3条、予算第4条本文括弧中、不足する額1億3,623万8千円を不足する額1億4,197万3千円に改め、過年度分損益勘定留保資金9,623万8千円を過年度分損益勘定留保資金1億197万3千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。内訳としましては、まず収入でございますが、第1款上水道資本的収入の第2項工事負担金1,800万円でございますが、現在、愛媛県があかがね地区におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施いたしております。施工地内に私どもの方の送水管と配水管が埋設されております。その布設替工事に伴います県の負担金1,500万円、一般会計からの負担金300万円合わせて1,800万円でございます。次に支出でございますが、上水道資本的支出2,373万5千円につきましては、人事異動に伴います人件費の減額477万1千円、先程申し上げました川井地区の送配水管の布設替工事請負費1,800万円と設計委託料200万6千円、それと、第4水源池には水中ポンプが3台据え付けられておりますが、そのうちの1台が故障して、機能しない状態になりまして、水をくみ上げられなくなりましたので、その850万円、計で2,373万5千円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） ちょっと1点、私の聞き漏らしかもわからないんですが、一般会計補正予算の3ページの継続費で、総務管理費の中に町勢要覧、砥部町紹介ビデオ作成費用703万5千円というのがあるんですが、ちょっと金額が大きいんで、お聞きするんですが、いくら使ってどういうところで活用していくのか、ちょっと説明をお願いしたらと思います。

○議長（田室博志） 藤田企画課長。

○企画課長（藤田正純） ただいまの栗林議員さんのご質問でございますが、町勢要覧の委託でございますが、これにつきましては、砥部町紹介ビデオと合わせてでございます。17年度、18年度の継続事業として、703万5千円でございますが、町勢要覧の方がですね。2,000部を予定いたしております。資料編につきましては、先程申し上げました2,000部につきましては、約10年間使えるようなものを計画いたしております。で、別冊としまして、資料編と合わせて印刷するようにはしておりますが、

これは3年ないし4年間、使えるような一色刷りのものでございます。これらを合わせまして、367万5千円でございます。次にビデオの分でございますが、町の紹介ビデオと合わせまして、学校の教材としても利用できるというものを計画しております。このビデオにつきましても、約10年間使えるものを計画しております。ビデオにつきましては、作成につきましては町を紹介するビデオと合わせて、教材として利用するのは約30分のものを作成するように考えております。そして、研修用とか視察なんかでお見えになった方々、または町外に向かってPRするビデオとして10分か15分もの、それと合わせて5分ものと、いう3種類を予定しております。これらを合わせまして、336万円でございます。以上でございます。

○議長（田室博志） 他にありませんか。栗林政伸君。

○9番（栗林政伸） 今ですね、10年間使用できるビデオと町勢要覧を作るという答弁でございましたが、10年間使うということはいいことだと思うんですけど、首長も変わる可能性もあるんですよ。時によったら。やはり、そういうときには前の首長が出てくるようなビデオにはしてほしくないと思います。それと、町の紹介ビデオを高い金を出して作るんですから、ロビーにはテレビも朝からずっとつけておりますね。やはり町外からも毎日、たくさんの方が砥部町に来ておるんですから、せっかく作った紹介ビデオを、私は下のロビーでもテレビつけずにずっと流してほしいと思います。以上です。

○議長（田室博志） 質疑を終わります。おはかりします。議案第104号から議案第110号までの平成17年度補正予算に関する7件については、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第104号から議案第110号までの平成17年度補正予算に関する7件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、12月9日の本会議でお願いします。以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

平成17年第4回定例会（第2日） 会議録

招集年月日	平成17年12月9日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成17年12月9日 午前13時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 山口元之      2 番 政岡洋三郎      3 番 西岡章一 4 番 土居美智子      5 番 中村 茂      6 番 西村良彰 7 番 井上洋一      8 番 樋口泰幸      9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭      11 番 宮内光久      12 番 大野和博 13 番 中島博志      14 番 田室博志      15 番 平岡文男 16 番 山本典男      17 番 玉井啓補      18 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の18名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職、氏名	町 長 中村 剛志      助 役 柳田 穫 収入役 佐川 秀紀      教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹      広田支所長 上岡 洋一 企画課長 藤田 正純      監理財政課長 松下 行吉 税務課長 武智 充吉      住民サービス課長 丸本 正和 民生こども課長 正岡 修平      生きがい推進課長 大西 潤 健康づくり課長 相原 宜紀      学校教育課長 松村 昇二 生涯学習課長 大野 哲郎      環境保全課長 日浦 昭二 商工観光課長 相田由紀夫      農林課長 西崎 悟 建設課長 萬代 喜正      下水道課長 東岡 秀樹 水道課長 辻 充則	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	13番 中島 博志      15番 平岡 文男	

平成17年第4回砥部町議会定例会  
平成17年12月9日（金）  
午後1時30分開会

○議長（田室博志） これから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 認定第31号 砥部町道路線の認定について  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第1 認定第31号砥部町道路線の認定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、認定第31号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、認定に付されました路線は国道379号線の一部41.1mを総津地区農業集落排水処理施設への進入路として町に移管されるものであり、必要な路線であります。よって、認定第31号は、原案のとおり認定すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

認定第31号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって認定第31号砥部町道路線の認定については、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

日程第2 議案第100号 砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例  
（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第2 議案第100号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第100号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第100号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正す

る条例については、近年の梅雨前線や台風による住家浸水対策が、既存の制度では対応できないため、緊急浸水対策事業として新しく制度を設けるもので、必要な事業であります。よって、議案第100号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第100号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第100号砥部町土木建設事業等負担金条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第101号 砥部町峡の館条例の制定について

#### (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第3議案第101号砥部町峡の館条例の制定についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第101号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第101号砥部町峡の館条例の制定については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、峡の館を指定管理者に施設の管理を行わせるため条例の全部改正をするものであります。また、併せて休館日及び利用料金の変更をするものであります。よって、議案第101号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。なお、指定管理者の選定に当たっては、精査して慎重に対応していただきたいと思っております。以上。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第101号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第101号砥部町峡の館条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第102号 愛媛地方税滞納整理機構の設立について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第4議案第102号愛媛地方税滞納整理機構の設立についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第102号愛媛地方税滞納整理機構の設立について、審査の結果をご報告申し上げます。愛媛地方税滞納整理機構は、滞納者に対する税の徴収について、より効果的・効率的に対応するため、税の徴収率向上を目的とするものです。今回、愛媛県の全市町において事務の共同処理をするため規約を定め、新しく一部事務組合を設立するものであります。よって、議案第102号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第102号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第102号愛媛地方税滞納整理機構の設立については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第103号 砥部浄化センター用地の取得について  
(産業建設常任委員長・総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第5議案第103号砥部浄化センター用地の取得についてを議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第103号について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、公共下水道の事業認可及び税務署との事前協議も整い、砥部浄化センター用地の取得の運びとなりました。鑑定額での用地取得と言うことで適正な



財産の取得と認められます。よって、議案第103号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第103号砒部浄化センター用地の取得について、審査の結果をご報告申し上げます。今回、公共下水道の事業認可及び税務署との事前協議も整い、鑑定額で砒部浄化センター用地を取得するもので、適正な財産の取得と認められます。よって、議案第103号は、反対討論もありましたが、賛成多数で採決され原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 次に、本案については土居美智子君から会議規則第75条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。土居美智子君。

○4番（土居美智子） 私は、浄化センターの土地取得につきまして、懸念を持ちましたので、趣旨として反対の討論をいたしました。その内容を要約しまして、報告したいと思います。地権者の皆様には、町政にご理解いただきましたことをありがたく思います。土地を買うことについては反対するものではありませんが、浄化センターという目的が定められていることに懸念をもちます。地方のことは地方でという時勢、県、国の財政の厳しさ、全国で98%が赤字経営の下水道工事に着手することに非常な危険を感じています。また、現在下水道経営により出た赤字分を一般会計より補てんしていることが、より一層公費負担率を上げる方向で検討しています。このことは、自治体財政を圧迫します。これらの理由から浄化センターという目的をもった土地取得に反対の意思を表明します。終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第103号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第103号砒部浄化センター用地の取得については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第104号 平成17年度砥部町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 議案第105号 平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第106号 平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第107号 平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第108号 平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

日程第11 議案第109号 平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第110号 平成17年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第6議案第104号から日程第12議案第110号までの平成17年度補正予算に関する7件を一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、議案第104号砥部町一般会計補正予算第6号、議案第107号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号、議案第108号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号、議案第109号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号、議案第110号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第104号一般会計補正予算第6号のうち、当委員会に所管する項目について、環境衛生費では、災害による玉谷専用水道水道管布設工事費260万8千円、火葬場運営負担金の減額122万円を、農地費では、農道等災害崩土取り除け作業機械借上げ料885万9千円、町単独災害復旧事業費補助金75万7千円、県営ため池等整備事業負担金110万2千円の増額及び農業集落排水事業特別会計への人件費繰出金47万5千円を、林道維持費では、農林道施設災害復旧補助金150万4千円を、道路維持費では、町道崩土取り除け等機械借上げ料2,120万円を、砂防費では、あかがね地区の急傾斜地崩壊対策事業として、水道管移設工事に伴う企業会計への繰出金300万円を、都市下水路費では、八倉地区排水施設点検委託料40万円を、住宅費では、公営住宅重光団地入居者移転補償金157万5千円を、災害復旧費では、農業用施設現年災害復旧工事費3,825万3千円の減額を、その他、人件費補正を行うものでありますが、いずれも必要経費の補正をするものであります。

次に、議案第107号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号、及び議案第109号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号については、人件費補

正を行っているものであります。

次に、議案第108号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号については、砥部町公共下水道事業の基本・詳細設計委託業務費1億280万円を翌年度へ繰り越す、繰越明許をするものであります。

次に、議案第110号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第2号については、資本的収入で、あかがね地区急傾斜地崩壊対策事業水道管移設工事に伴う、県及び町からの負担金1,800万円、資本的支出では、水道管移設工事に伴う設計委託料200万6千円、工事請負費1,800万円、第4水源ポンプ取替え工事費850万円、その他、人件費補正を行っているが、いずれも必要経費の補正をするものであります。

よって、議案第104号、議案第107号、108号、109号、110号については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、報告を終わります。

○議長（田室博志） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。

去る12月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第104号、105号及び106号について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第104号平成17年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち当委員会に所管する項目については、老人福祉費では、シルバー人材センター事務所プレハブ建設補助金300万円を、老人福祉施設費では、生きがいの家改造工事費144万3千円の減額を、重度心身障害者医療費助成事業費では扶助費1,500万円を、介護保険総務費では、事業勘定繰出金124万7千円を、保育所費では、広域保育委託料300万円を、児童措置費では、児童手当86万4千円を、保健センター費では、健康管理システム改造委託料27万3千円、旧母子センター取り壊し工事費1,300万円を、その他人件費の補正を計上しております。

議案第105号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の事業勘定については、一般保険者療養給付費6,500万円、退職被保険者等療養給付費7,636万3千円、一般被保険者高額療養費1,150万円、退職被保険者等高額療養費200万円、老人保健拠出金5,377万円の減額、介護納付金505万5千円を補正するものであり、財源は、国庫負担金、交付金及び繰越金で賄っております。施設勘定では、医薬品材料費1,900万円を補正しており、診療収入及び繰越金により財源調整をしています。

議案第106号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号の保険事業勘定では、居宅支援サービス給付費590万円、居宅支援サービス計画給付費197万7千円、高額介護サービス費209万4千円を補正しており、財源は国庫支出金、交付金、県支出金、一般会計繰入金、基金繰入金で賄っています。

以上、議案第104号、105号及び106号の3議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。

去る12月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、議案第104号平成17年度砥部町一般会計補正予算第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。当委員会に所管する項目については、文書広報費では、継続事業の町勢要覧及び砥部町紹介ビデオ作成委託料17年度分109万2千円を、財政管理費では、一般会計予算書印刷代5万円を、財産管理費では、経常修繕料50万円、町有林間伐委託料50万円の減額を、振興対策費では、愛媛FC出資金100万円を、山村振興等農林漁業特別対策事業費では、健康管理等情報連絡施設整備工事検査旅費9万2千円を、消防施設費では、消防団用発電機・投光機購入費68万5千円を、教育費の事務局費では、梅野奨学基金積立金100万円を、公民館費では、継続事業の中央公民館改修事業の17年度分設計監理委託料78万5千円、改修工事費4千万円を、その他各項目において人件費補正をするものであります。歳入については、負担金276万1千円の減額、国庫支出金1,775万円、県支出金1,149万5千円、寄附金100万円、繰越金2,278万3千円、諸収入68万4千円、町債5,920万円となっています。継続費については、町勢要覧・砥部町紹介ビデオ作成事業、中央公民館改修事業が上げられています。いずれも必要な補正がなされていると認められます。よって、議案第104号については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。議案第104号平成17年度砥部町一般会計補正予算第6号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第104号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第104号平成17年度砥部町一般会計補正予算第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第105号平成17年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第105号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第105号平成17年度砥部町

国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第106号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第106号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第106号平成17年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第107号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第107号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第107号平成17年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第108号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第108号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第108号平成17年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第109号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第109号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第109号平成17年度砥部町農業集落排水特別会計補正予算第1号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（田室博志） 議案第110号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第2号に

ついて討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第110号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、議案第110号平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第13 請願第2号 介護保険の負担軽減を求める請願について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第13請願第2号介護保険の負担軽減を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、請願第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。介護保険の負担軽減を求める請願事項については、国の基準で実施しているものや、すでに制度を作っているものもあり、公平性の確保を図りながら、適正な対応に努めているところであります。また、全国町村議長会としても、介護保険制度の円滑かつ安定的な運営について、要望や決議を政府に提出しているところであり、なお調査検討の必要があると思われまいます。よって、請願第2号については、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第2号の採決を行います。請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第2号介護保険の負担軽減を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### 日程第14 請願第3号 安心して受けられる医療を求める請願について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 請願第3号安心して受けられる医療を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、請願第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。安心して受けられる医療を求める請願内容については、本町では該当がない事項や法律で義務付けられている制度、すでに実施済みの内容も含まれていますが、先般政府が、急速な少子化を背景に医療制度改革の大綱を決定したところであり、また、全国町村議長会が、国民健康保険制度の改善について、要望や決議を政府に提出しているところであり、なお調査検討の必要があると思われます。よって、請願第3号については、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第3号の採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第3号安心して受けられる医療を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

日程第15 請願第4号 障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願について  
(厚生常任委員長・総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第15請願第4号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました請願第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願については、既に、障害者自立支援法が11月31日に成立し、来年4月から施行されることとなっておりますが、なお調査検討の必要があると思われます。よって、請願第4号については、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました請願第4号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願の中で、当委員会に所管する内容である障害の重い人の雇用に関する内容については、難しい課題であり、大切なことであり、推進する方策について、なお調査検討の必要があると思わ

れます。よって、請願第4号は継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第4号の採決を行います。請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって請願第4号障害者への応益負担押しつけをしないよう求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第16 請願第5号 出産・子育てに関する請願について

##### （厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第16請願第5号出産・子育てに関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、請願第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。出産・子育てに関する請願内容1については、砥部町としては、現在入院ができる産婦人科病院がなくなっているが、松山地区として考えれば、近隣に産婦人科病院はあり不便をきたす状態にはありません。また、請願内容2については、児童福祉法第22条に基づく制度であり、福祉事務所を設置していない本町にとっては県の事務となっており、該当者があれば紹介することができ対応ができています。現在、県が指定している病院は県病院、N T T松山病院、日赤病院であり、利用する場合でも不便をきたす状態ではないと考えられます。よって、請願第5号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第5号の採決を行います。請願第5号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第5号出産・子育てに関する請願については、不採択とすることに決定しました。



日程第 17 請願第 6 号 最低生活保障に関する請願について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第 17 請願第 6 号最低生活保障に関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る 12 月 5 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました請願第 6 号について、審査の結果をご報告申し上げます。最低生活保障に関する請願については、生活保護の内容であります。県の事務であり、本町は、生活相談に応じているが直接事務をしていない状況であります。しかし、県と連携し適切な対応をしております。生活保護は本人申請であり、特養入所者など施設に入っている人については、施設の職員が説明して対応していることから、砥部町としては請願内容に対応できている状態にあると考えます。よって、請願第 6 号については、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第 6 号の採決を行います。請願第 6 号に対する委員長の報告は不採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第 6 号最低生活保障に関する請願については、不採択とすることに決定しました。

日程第 18 請願第 7 号 最低保障年金制度の創設を求める請願について  
(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第 18 請願第 7 号最低保障年金制度の創設を求める請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る 12 月 5 日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、請願第 7 号について、審査の結果をご報告申し上げます。最低保障年金制度の創設を求める請願については、現在、国や政党において議論しているところであり、それらの動向を見極めながら対応することが必要であり、なお調査検討の必要があると思われまます。よって、請願第 7 号については、継続審査とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第7号の採決を行います。請願第7号に対する委員長の報告は継続審査です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第7号最低保障年金制度の創設を求める請願については、継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### 日程第19 請願第8号 新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策に関する請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第19請願第8号新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する請願についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました請願第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する請願内容については、実行あるものとし、食の安全と安心を確保するとともに、食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など、総合的な農業施策を展開することが極めて重要であることから、既に全国町村議長会において、要望や決議を政府に提出しているところであります。よって、請願第8号については、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第8号の採決を行います。請願第8号に対する委員長の報告は採択です。

報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第8号新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する請願については、採択とすることに決定しました。

~~~~~

### 日程第20 請願第9号 WTO・FTA交渉に関する請願について

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第20請願第9号WTO・FTA交渉に関する請願について

を議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました請願第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。WTO・FTA交渉については、請願第8号の関連で、全国町村議長会において、国際交渉への取り組みの強化とすることで、既に要望や決議を政府に提出しているところであります。よって、請願第9号については、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

請願第9号の採決を行います。請願第9号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、請願第9号WTO・FTA交渉に関する請願については、採択とすることに決定しました。

~~~~~

#### 日程第21 陳情第3号 食糧と健康、地域農業を守るための陳情について

（産業建設常任委員長・厚生常任委員長・総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第21 陳情第3号食糧と健康、地域農業を守るための陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、陳情第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。食料と健康、地域農業を守るための陳情については、請願第8号及び第9号と内容が重複している部分が多く、既に全国町村議長会において、要望や決議を政府に提出しているところであります。よって、陳情第3号については、趣旨採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 西村厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（西村良彰） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました、陳情第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。食料と健康、地域農業を守るための陳情のうち、当委員会の所管する内容である公的な給食への地元産食材の利用を拡大するための補助制度を充実することについては、食育の観点からも大切なことであり、全国町村議長会としても、地産地消の推進や地域農業の活性化に結びつく効果的な施策実施について、要望や決議を政府に提出しているところであります。よって、陳情第3号については、趣旨採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 玉井総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（玉井啓補） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。食料と健康、地域農業を守るための陳情のうち、当委員会の所管する内容である公的な給食への地元産食材の利用を拡大するため、補助制度を充実することについては、本年、制定された食育基本法の観点から、健全な食生活の実現により、心身の健康と豊かな人間形成を図るため、地域の特色を生かした学校給食の実施は、地産地消と地域農業の活性化につながる有意義な施策であると考えます。よって、陳情第3号は趣旨採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

陳情第3号の採決を行います。陳情第3号に対する委員長の報告は趣旨採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、陳情第3号食糧と健康、地域農業を守るための陳情については、趣旨採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第22 陳情第4号 県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第22陳情第4号県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情についてを議題とします。所管の常任委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る12月5日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました、陳情第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。現在、県営砥部地区かんがい排水助成については、資金の借り換えにより償還額が減っていますが、施設の修繕等の経費の増加や、果樹の価格低迷及び従事者の高齢化により、農家にとって償還は大変負担の重いものになっております。農業を取り巻く経済情勢にかんがみ特別助成をすることが必要であると考えます。よって、陳情第4号については、採択とすることに決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（田室博志） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

陳情第4号の採決を行います。陳情第4号に対する委員長の報告は採択です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、陳情第4号県営砥部地区かんがい排水特別助成に関する陳情については、採択とすることに決定しました。ここでしばらく休憩をします。休憩時間を利用しまして、議会運営委員会を開催いたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時59分 再開

~~~~~

### 日程第23 発議第10号 非核平和宣言決議の提出について

（趣旨説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第23発議第10号非核平和宣言決議の提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） 発議第10号非核平和宣言決議の提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月9日提出。砥部町議会議長田室博志殿。提出者、砥部町議会議員玉井啓補、賛成者、同西村良彰、同三谷喜好、同平岡文男。提案理由、本年は、広島・長崎被爆60年、戦後60年という節目の年であります。地球上で唯一の被爆国民として、戦争の悲惨さや平和の尊さを世界に訴え、次の世代に語りついでいかなければなりません。旧砥部町では昭和61年3月に、旧広田村では平成6年9月に非核平和宣言を行っています。新砥部町においては、平成17年第3回定例会において請願を採択しており、非核平和宣言決議の提出をするものです。非核平和宣言決議。真の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。しかし、世界ではいまだ戦争がやまず、核兵器は人類の脅威となっている。世界で唯一の被爆国である我が国は、その悲惨さや恐ろしさを全世界に訴えていかなければならない。砥部町は、戦後60周年にあたり、このかけがえのない美しい自然を、永久の平和を、すべての人々の幸せを願い、すべての国の核兵器の廃絶を求め、平和への誓いを新たにし、ここに非核平和を宣言する。以上のとおり決議する。平成17年12月9日。愛媛県伊予郡砥部町議会。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

発議第10号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって発議第10号非核平和宣言決議の提出については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。お手元にお配りしましたとおり、ただいま三谷喜好君から発議第11号及び第12号が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、発議第11号及び第12号の2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

### 追加日程第1 発議第11号 食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書 提出について

（趣旨説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 追加日程第1発議第11号食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 発議第11号食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり、砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月9日提出、砥部町議会議長 田室博志殿。提出者 砥部町議会議員 三谷喜好。賛成者 砥部町議会議員 樋口泰幸、同宮内光久。提案理由、食料・農業・農村基本法に基づき、新たに策定された「食料・農業・農村基本計画を実効あるものとするためには、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定、環境問題などに配慮した施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考えるため、食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書を提出する。食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書。我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化・担い手不足による耕作放棄地の増加、農業生産の減少、国際化の一層の進展など厳しい状況にある。このような現状を打開するには、食料・農業・農村基本法に基づき、新たに策定された食料・農業・農村基本計画を実効あるものとし、食の安全と安心を確保するとともに、食料の安定供給確保、農業の持続的発展、農村の振興など総合的な農業施策を展開することが極めて重要である。つきましては、下記の事項を重点課題として要請します。1、生産者と消費者の理解と協力のもと、カロリーベースを基本とした確実な食料自給率引き上げ施策を推進すること。2、地域農業の実情に即した担い手を認定すること。また、集落営農の要件は画一的なものせず地域の実態に即したものとする。3、地域農業の経営安定を図るため、農産物の価格安定対策を実施すること。4、農地等の土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立し、農地保有合理化法人の機能強化を図ること。5、担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の共同

の取り組みに対する本格的な支援策を導入すること。また、有機農業や環境保全型農業の推進を支援すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年12月9日。愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先 内閣総理大臣 小泉純一郎殿、農林水産大臣 中川昭一殿、以上。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

発議第11号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、発議第11号食料・農業・農村基本計画に基づく施策に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

## 追加日程第2 発議第12号 WTO・FTA農業分野交渉に関する意見書提出について (趣旨説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 追加日程第2発議第12号WTO・FTA農業分野交渉に関する意見書提出についてを議題とします。本案について趣旨説明を求めます。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 発議第12号WTO・FTA農業分野交渉に関する意見書提出について。上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条の規定により提出します。平成17年12月9日 提出。砥部町議会議長 田室博志殿、提出者 砥部町議会議員 三谷喜好、賛成者 砥部町議会議員 樋口泰幸、同、宮内 光久。提案理由、WTO・FTA農業分野交渉については、国内農業と政策への影響が大きいことから、公正な貿易ルールの確立に向け、WTO・FTA農業分野交渉に関する意見書を提出する。WTO・FTA農業分野交渉に関する意見書。我が国の農業・農村は、過疎化・高齢化・担い手不足による耕作放棄地の増加、集落機能の低下、国際化の一層の進展など厳しい状況にある。こうしたなか、2000年12月、WTOに提出した日本提案に示される、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保、農産物輸出国、輸入国に適用されるルール不均衡の是正、消費者、市民社会の関心への配慮などに考慮した新しい貿易ルールを確立するためには、日本政府の毅然たる対応が不可欠である。つきましては、今後のWTO交渉及びFTA交渉において下記の事項を強く要請します。1、WTO農業交渉では、農業水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で望むこと。2、上限関税の設定や関税割当数量の一律的、義務的拡大には断固反対すること。3、国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶

対に应じないこと。4、東アジア諸国とのF T A交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は国内農業へ打撃を与え、W T O農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、絶対に行わないこと。5、W T O・F T A交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成17年12月9日、愛媛県伊予郡砥部町議会。提出先、衆議院議長 河野洋平殿、参議院議長 扇千景殿、内閣総理大臣 小泉純一郎 殿、外務大臣 麻生太郎殿、農林水産大臣 中川昭一殿。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

発議第12号の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、発議第12号 W T O・F T A農業分野交渉に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長挨拶をお願いします。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には終始熱心にご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認いただきましたことに心から感謝を申し上げます。ご提案をいただきました予算は、効果が最大にあがるよう、適正な執行に努めてまいります。また、ご報告させていただきました砥部町行財政改革大綱並びに集中改革プランの推進につきましては、町民の皆様に公開し、そしてご理解をいただきながら実行に移してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。今年もいよいよ残すところ20日余りになりました。議員の皆様におかれましては、公私ともまだまだお忙しいと存じますが、お体ご自愛の上、お元気で越年されますようお祈り申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田室博志） 以上をもって、平成17年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

午後 3時14分 閉会



地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長  
議員  
議員